

令和4年版

(2022年)

# 下水道事業概要

令和3年4月1日～令和4年3月31日

(2021.04.01～2022.03.31)

西宮市上下水道局



# 目 次

第1章 総説	1
第1節 下水道の役割	1
第2節 西宮市の概要	1
第3節 西宮市の下水道のあゆみ	3
第4節 西宮市の下水道の現況	9
第2章 計画	10
第1節 基本計画	10
第2節 武庫川下流流域下水道の概要	12
第3節 武庫川上流流域下水道の概要	13
第4節 処理区域および排水区域の計画	14
第5節 管渠及び貯留施設の事業計画	16
第6節 処理施設の計画	22
第7節 汚水量および雨水量の算定	22
1. 汚水量の算定	22
2. 雨水量の算定	22
第8節 下水道の上位計画	25
1. 兵庫県の公害防止計画	25
2. 水質汚濁の環境基準	25
3. 大阪湾流域別下水道整備総合計画	26
4. 都道府県構想「生活排水99%大作戦」	26
第9節 下水道事業の主要施策	27
1. 浸水対策・雨水整備	27
2. 高度処理施設の整備	27
3. 施設の改築・更新及び地震対策	27
4. 合流式下水道の改善	27
第3章 施設の維持管理	28
第1節 管渠	28
1. 処理区域面積および管渠施設延長	28
2. 排水設備工事	28
3. 私道に対する下水道布設及び助成制度	28
4. 公共汚水ますの設置と管理	29
第2節 ポンプ場	30
1. ポンプ場の事業計画と現況	30
2. 県から管理委託されている排水機場	33
第3節 浄化センター	34
1. 浄化センター施設別処理能力	34
2. 下水等処理実績	35
3. 水質試験結果	36
4. 事業場排水の指導状況	37
第4章 下水道の財政	39
第1節 下水道の財源	39

1.	建設財源	39
2.	管理運営財源	41
第2節	下水道使用料	42
1.	使用料徴収開始日	42
2.	汚水排出量の認定	42
3.	使用料の徴収方法	42
4.	工事用排水	42
5.	使用料の減免	42
6.	使用料体系	43
7.	年度別下水道使用料収入実績と有収水量	49
第3節	下水道占用料	50
1.	公共下水道制限行為、占用許可等許可件数	50
2.	下水道占用料収入状況	50
3.	不正使用取締	50
第4節	受益者負担金	51
1.	沿革と省令・条例	51
2.	単位負担金額	51
3.	賦課対象区域の公告	51
4.	徴収年限及び納期	51
5.	前納報奨金制度	51
6.	徴収猶予	51
7.	減免	52
8.	延滞金	53
9.	徴収実績	53
第5節	水洗便所の普及奨励	54
1.	水洗便所等改造資金助成・貸付制度	54
2.	助成金の増額	54
3.	排水設備工事指定業者	55
4.	排水設備工事責任技術者	56
第6節	雨水貯留浸透施設及び止水板設置助成制度	58
1.	雨水貯留浸透施設設置助成制度	58
2.	止水板設置助成制度	59
3.	各制度実績	59
第5章	決算の状況	60
第6章	下水道部課別人員の推移	63

# 第 1 章 総 説

## 第 1 節 下水道の役割

### 安全な暮らしのために

- ☆ 浸水を防ぐ  
雨水をすみやかに排除し、浸水から生活を守る。
- ☆ 地震時の機能維持  
地震時においても下水道機能を確保する。
- ☆ 下水道施設の改築・更新  
老朽化した施設を効率的に補修・取替える。

### 豊かな水環境のために

- ☆ 汚水の処理  
汚水を浄化して海や川へ放流することにより、水環境を保全する。
- ☆ 雨水の浸透・貯留  
雨水を地面に浸透させる施設や貯留施設の整備を推進し、水資源の循環・再利用に貢献する。
- ☆ 下水道資源の再利用  
下水処理水・下水汚泥の再利用を行う。

### 快適な暮らしのために

- ☆ 汚水の収集  
生活排水をすみやかに収集し、衛生的な生活を守る。
- ☆ 下水道施設の活用  
浄化センターやポンプ場用地の一般開放など、施設を有効に利用する。

## 第 2 節 西宮市の概要

春・夏と全国高校野球大会の舞台として賑わう西宮市は、古くは十日えびすで知られる西宮神社の門前町として、さらには西国街道と中国街道の合流点である宿場町として栄えてきた。また、江戸時代から始まった酒造業は清酒醸造に適した“宮水”を使用し、芳醇な“灘の生一本”を全国に送り出している。

西宮市は、兵庫県の南東部にあって大阪・神戸のほぼ中間に位置し、両大都市へ電車で15～20分の距離にあるため住宅都市としての性格が強い。

市域は、東に武庫川を境として尼崎市及び伊丹市に、仁川及び武庫川中流を境として宝塚市に、北は六甲山地で神戸市に、西は堀切川を境として芦屋市にそれぞれ接し、南は大阪湾に面している。

市域の形状は、南北19.2km、東西14.2kmにわたるひょうたん形をしており、その中央部を東西に六甲山地が横断し、市域を南部と北部に二分している。

## 都市計画区域および地域・地区指定面積

(令和3年4月1日現在)

行政区域	10,018.0ha	甲子園球場地区	116.0ha
都市計画区域	10,025.0ha	災害拠点医療地区	7.0ha
市街化区域	5,219.0ha	第1種高度地区	1,282.0ha
市街化調整区域	4,806.0ha	第2種高度地区	1,076.0ha
		第3種高度地区	817.0ha
用途別		第4種高度地区	248.0ha
第1種低層住居専用地域	1,185.0ha	第5種高度地区	834.0ha
第2種低層住居専用地域	96.0ha	第6種高度地区	174.0ha
第1種中高層住居専用地域	1,629.0ha	第7種高度地区	250.0ha
第2種中高層住居専用地域	324.0ha	第8種高度地区	8.0ha
第1種住居地域	616.0ha	第9種高度地区	53.0ha
第2種住居地域	240.0ha	第10種高度地区	28.0ha
準住居地域	40.0ha	高度利用地区	13.4ha
近隣商業地域	265.0ha	防火地域	28.0ha
商業地域	57.0ha	準防火地域	401.0ha
準工業地域	679.0ha	景観地区	51.4ha
工業地域	88.0ha	風致地区	2,071.0ha
		特別緑地保全地区	46.6ha
地域地区別		駐車場整備地区	81.0ha
文教地区	188.0ha	臨港地区	84.7ha
臨海産業地区	227.0ha	流通業務地区	100.0ha
酒蔵地区	129.0ha	生産緑地地区	71.47ha

(資料:令和3年西宮市統計書)

## 推計人口(支所別)の推移

(各年とも4月1日現在)

	平成29年	30年	31年	令和2年	3年※	4年
全 市	488,080	487,207	486,768	486,799	487,455	483,537
1. 本 庁	204,595	204,373	204,219	204,128	204,424	202,660
2. 鳴 尾	95,313	94,838	94,634	94,574	94,604	93,716
3. 瓦 木	75,911	76,146	76,344	76,679	76,914	76,240
4. 甲 東	68,285	68,215	68,138	68,388	68,613	68,669
南部計	444,104	443,572	443,335	443,769	444,555	441,285
5. 塩 瀬	26,633	26,417	26,315	26,131	26,087	25,491
6. 山 口	17,343	17,218	17,118	16,899	16,813	16,761
北部計	43,976	43,635	43,433	43,030	42,900	42,252

※令和2年国勢調査の影響により令和2年9月1日現在の推計人口になります。

### 第3節 西宮市の下水道のあゆみ

年	事 項	
	西 宮 市	下 水 道 行 政
昭和26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・230haについて事業認可を得、事業に着手(2月)</li> <li>・土木部下水道課設置(5月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国下水道促進会議結成</li> </ul>
28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・台風2号により浸水家屋1,210戸(6月)</li> </ul>	
32	<ul style="list-style-type: none"> <li>・台風5号により浸水家屋1,346戸(6月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設省下水道課設置(4月)</li> </ul>
33	<ul style="list-style-type: none"> <li>・409haについて事業認可拡張(4月)</li> <li>・久寿川第2ポンプ場運転開始(9月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新下水道法制定(4月)</li> </ul>
34	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西宮市下水道条例制定(4月)</li> <li>・8月豪雨により浸水家屋1,520戸(8月)</li> </ul>	
35	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道使用料の徴収開始(4月) 水道使用料金の30%を徴収</li> <li>・台風16号により浸水家屋2,075戸(8月)</li> <li>・上田北ポンプ場運転開始(9月)</li> </ul>	
36	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6月豪雨により浸水家屋11,247戸(6月)</li> <li>・第2室戸台風により浸水家屋3,925戸(9月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1次下水道財政研究委員会提言発表(3月)</li> <li>・第1回全国下水道促進デー開催(9月)</li> </ul>
37	<ul style="list-style-type: none"> <li>・枝川ポンプ場運転開始(7月)</li> </ul>	
38		<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活環境施設整備緊急措置法公布(12月)</li> </ul>
39	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前浜ポンプ場運転開始(4月)</li> <li>・台風20号により浸水家屋7,700戸(9月)</li> <li>・社団法人日本下水道協会、同協会関西地方支部、兵庫県支部に加入(4月、9月、10月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社団法人日本下水道協会設立、同協会関西地方支部、兵庫県支部設立 (4月、9月、10月)</li> </ul>
40		<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1次下水道整備五箇年計画閣議決定 (昭和38年度～42年度) (8月)</li> </ul>
41	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夙川以東JR以南659haについて事業認可拡張(7月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次下水道財政研究委員会提言発表(7月)</li> </ul>
42	<ul style="list-style-type: none"> <li>・7月豪雨により浸水家屋20,074戸(7月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公害対策基本法制定(6月)</li> <li>・下水道行政一元化(6月) 終末処理場の維持管理を除き、他はすべて建設大臣に一元化</li> <li>・下水道整備緊急措置法制定(6月)</li> </ul>
43	<ul style="list-style-type: none"> <li>・台風3号により浸水家屋1,022戸(7月)</li> <li>・呉羽ポンプ場運転開始(8月)</li> </ul>	
44	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西宮市水洗便所等改造資金助成条例制定(3月)</li> <li>・受益者負担金徴収開始(4月) 1㎡あたり108円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次下水道整備五箇年計画閣議決定 (昭和42年度～46年度) (2月)</li> </ul>
45	<ul style="list-style-type: none"> <li>・枝川浄化センターの1/4系列(31,500㎡/日)が完成し供用を開始(2月)</li> <li>・土木局下水道部設置(4月)</li> <li>・櫛塚ポンプ場運転開始(10月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道法の一部改正(12月) 下水道法の目的に、「公共用水域の水質の保全に資すること」を加えた。</li> <li>・水質汚濁防止法制定(12月)</li> </ul>
46	<ul style="list-style-type: none"> <li>・久寿川ポンプ場、甲子園中継ポンプ場、津門川ポンプ場運転開始(4月、9月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設省下水道部設置(5月)</li> <li>・第3次下水道整備五箇年計画閣議決定 (昭和46年度～50年度) (8月)</li> </ul>
47	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堀切川以東、夙川以西、JR以南78haについて事業認可拡張(3月)</li> <li>・日本下水道協会兵庫県支部長に就任(6月)</li> <li>・西宮市都市計画下水道事業受益者負担金条例制定(7月)</li> <li>・上田南ポンプ場運転開始(10月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道事業センター発足(11月)</li> </ul>

年	事 項	
	西 宮 市	下 水 道 行 政
48	・浜ポンプ場運転開始(6月)	・第3次下水道財政研究委員会提言発表
50	・枝川浄化センターの全体計画施設が完成し、処理能力は126,000m <sup>3</sup> /日となった。	・日本下水道事業団発足(8月) (下水道事業センターを改組)
51	・大浜ポンプ場運転開始(4月)	・第4次下水道整備五箇年計画閣議決定 (昭和51年度～55年度) (8月)
54	・武庫川下流処理区597haについて事業認可 (10月)	・自治省準公営企業室設置 ・第4次下水道財政研究委員会提言発表(7月)
55	・JR以南634haについて事業認可拡張(2月)	
56	・武庫川下流処理区供用開始(4月)	・第5次下水道整備五箇年計画閣議決定 (昭和56年度～60年度) (11月)
57	・武庫川上流処理区427haについて事業認可 (5月) ・真砂ポンプ場運転開始(10月)	
58	・臨海部埋立地258haについて事業認可拡張 (9月)	
59	・瓦木ポンプ場着工(武庫川下流流域下水道) (9月)	
60	・武庫川上流処理区供用開始(11月) ・甲子園浜浄化センター用地造成起工(7月)	・第5次下水道財政研究委員会提言発表(7月)
61	・武庫川下流処理区528ha、武庫川上流処理区164haについて事業認可拡張(5月) ・鳴尾浜浄化センター供用開始(10月)	・第6次下水道整備五箇年計画閣議決定 (昭和61年度～平成2年度) (11月)
62	・夙川地区の一部12haについて事業認可拡張 (4月) ・瓦木ポンプ場運転開始(武庫川下流流域下水道) (12月)	
63	・甲子園浜浄化センター建設工事起工(9月) ・武庫川下流処理区5haについて事業認可拡張 (10月)	
平成元	・西宮処理区836haについて事業認可拡張(1月) ・9月豪雨により浸水家屋10,580戸(9月)	
2	・武庫川下流処理区187haについて事業認可拡張 (9月)	
3	・甲子園浜浄化センターの0.75/8系列(27,400m <sup>3</sup> /日)が完成し供用を開始(3月)	・第7次下水道整備五箇年計画閣議決定 (平成3年度～7年度) (2月)
4	・甲子園浜浄化センターの0.25/8系列の増設が完成し、処理能力は36,500m <sup>3</sup> /日となった。 (3月)	
5	・甲子園浜浄化センターの1/8系列の増設が完成し、処理能力は73,000m <sup>3</sup> /日となった。 (10月)	
6	・西福ポンプ場運転開始(6月)	
7	・阪神・淡路大震災により下水管渠、ポンプ場、処理場など損傷(1月)	



年	事 項	
	西 宮 市	下 水 道 行 政
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>甲子園浜浄化センターの1/8系列の増設が完成し、処理能力は109,500m<sup>3</sup>/日となった。(3月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第8次下水道整備五箇年計画閣議決定(平成8年度～12年度)(2月)</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>武庫川上流処理区69haについて事業認可拡張(2月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第8次下水道整備五箇年計画を七箇年計画(平成8年度～14年度)に改定(1月)</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>甲子園浜浄化センターの1/8系列の増設が完成し、処理能力は146,000m<sup>3</sup>/日となった。(3月)</li> </ul>	
13	<ul style="list-style-type: none"> <li>兵庫東下水汚泥広域処理事業に参入し、汚泥の処理を日本下水道事業団に委託(4月)</li> </ul>	
14	<ul style="list-style-type: none"> <li>甲子園浜浄化センター内の植生酸化安定池が供用開始(4月)</li> </ul>	
15	<ul style="list-style-type: none"> <li>西宮市公共下水道全体計画書策定(3月)</li> <li>下水汚泥広域処理事業が日本下水道事業団から地方移管され、15年3月31日付で、兵庫県を事業主体とした兵庫東流域下水汚泥処理事業が発足し、汚泥の処理を兵庫県に委託(4月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会資本整備重点計画閣議決定(平成15年度～19年度)(10月)</li> </ul>
16	<ul style="list-style-type: none"> <li>西宮市公共下水道全体計画書変更(3月)</li> <li>西宮処理区汚水36ha(雨水は12ha)について事業認可(3月)</li> <li>甲子園浜浄化センター内の礫間接触池完成(3月)</li> <li>下水道事業への、地方公営企業法の財務規定等の一部適用をめざし、4月から下水道資産調査及び庁内調整を開始することとした。18年度までの3ヵ年間で、財務会計システムの構築等、法適化必須要件を整備する計画とした。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道法施行令の一部改正(4月) 合流式下水道の改善対策の推進、高度処理の導入など、新たな政策課題についても政令上の位置づけが明確にされた。</li> </ul>
17	<ul style="list-style-type: none"> <li>西宮処理区合流式下水道緊急改善計画の国の同意を得る(3月)</li> <li>武庫川下流処理区汚水3haについて事業認可(5月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道法の一部改正(6月) 水質環境基準達成の為、流域別下水道整備総合計画に流末処理場ごとの窒素または、リンの削減目標を定めなければならないとされた。</li> </ul>
18	<ul style="list-style-type: none"> <li>枝川浄化センター、甲子園浜浄化センターの一部高度処理化について事業認可(3月)</li> <li>西宮市公共下水道全体計画書変更(3月)</li> </ul>	
19	<ul style="list-style-type: none"> <li>ネットワーク幹線について事業認可(3月)</li> <li>甲子園浜浄化センター高度処理用地として、7.35haの内4.37haを取得する(3月)</li> <li>地方公営企業法の財務規定等の一部を適用し、企業会計方式へ移行(4月)</li> <li>雨天時下水活性汚泥処理法(3W処理法)の実施(5月)</li> <li>甲子園浜1号汚水幹線(ネットワーク幹線)建設工事着手(9月)</li> </ul>	
20	<ul style="list-style-type: none"> <li>甲子園浜浄化センター高度処理用地として、7.35haの内2.98haを取得する(3月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪湾流域別下水道整備総合計画の改正案が掲示される(9月)</li> </ul>
21	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道経営の効率化・健全化に取り組むため、平成21年度から平成25年度の5箇年を対象とした「西宮市下水道事業中期経営計画」を策定し、西宮市下水道事業運営審議会の答申を得る(3月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会資本整備重点計画閣議決定(平成20年度～24年度)(3月)</li> </ul>

年	事 項	
	西 宮 市	下 水 道 行 政
22	<ul style="list-style-type: none"> <li>西宮市下水道ビジョン策定(3月)</li> <li>西宮市公共下水道全体計画書変更(4月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>兵庫県大阪湾流域別下水道整備総合計画(目標年度:令和7年度)が国土交通大臣の同意を得る(8月)</li> </ul>
23	<ul style="list-style-type: none"> <li>ネットワーク幹線完成(3月)</li> </ul>	
24	<ul style="list-style-type: none"> <li>西宮市公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例を制定(12月)</li> <li>甲子園浜浄化センターの高度処理施設1/7系列の増設工事着手(1月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2次一括法に伴う下水道法の一部改正により公共下水道の構造の技術上の基準、処理場の維持管理に関する基準等について、政令を参酌して地方公共団体の条例で制定する旨の改正がされた(4月)</li> </ul>
25	<ul style="list-style-type: none"> <li>西宮処理区2haについて事業計画を策定(3月)</li> <li>武庫川上流処理区10haを事業計画から削除(3月)</li> </ul>	
26	<ul style="list-style-type: none"> <li>西宮市下水道業務継続計画(BCP)を策定(3月)</li> <li>平成26年度から平成30年度を対象とした「西宮市下水道事業中期経営計画」を策定(3月)</li> <li>水道局と組織統合し、下水道事業に地方公営企業法の規定を全部適用(4月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「新下水道ビジョン」が策定された(4月)</li> </ul>
27	<ul style="list-style-type: none"> <li>合流貯留管(枝川浄化センター～西宮東高校)の建設工事着手(12月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防法、下水道法、日本下水道事業団法の一部改正(7月)</li> <li>浸水想定区域制度の拡充、雨水貯留施設の管理協定制度の創設、維持管理修繕の創設、日本下水道事業団による下水道管理者の権限代行制度の創設等がなされた。</li> </ul>
31	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営基盤のさらなる強化を図るため、平成31年度から令和10年度を対象とした「西宮市下水道事業経営戦略」を策定(3月)</li> </ul>	
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>合流貯留管(上田南ポンプ場～西宮東高校)の建設工事着手(2月)</li> <li>甲子園浜浄化センターの高度処理施設の1/7系列の増設工事が完成し、処理能力は171,400m<sup>3</sup>/日となった(3月)</li> <li>合流貯留管(枝川浄化センター～西宮東高校)完成(6月)</li> <li>枝川浄化センター再構築事業の建設工事着手(11月)</li> </ul>	

## 事業計画区域の沿革

処理 区名	時 期		面 積 (ha)		対 象 区 域
			拡 張	累 計	
西宮 処理区	1期	昭和26年2月	—	230	夙川以東・東川までの阪神国道以南
	2期	昭和33年4月	409	639	夙川以東・東川までの阪神国道以南及び東川以東・新川までのJR東海道本線以南
	3期	昭和41年7月	659	1,298	夙川以東・武庫川までのJR東海道本線以南
	4期	昭和47年3月	78	1,376	堀切川以東・夙川までのJR東海道本線以南
	5期	昭和55年2月	634	2,010	JR東海道本線以南及び夙川以東・武庫川までの平坦部の大部分
	6期	昭和58年9月	258	2,268	同上に臨海部埋立地を追加
	7期	昭和62年4月	12	2,280	夙川地区の一部追加
	8期	平成元年1月	836	3,116	西宮市南部の市街化区域全域に拡張
	9期	平成16年3月	36	3,152	鷲林寺地区・鳴尾浜の震災後埋立部を追加
	10期	平成25年3月	2	3,154	柏堂地区の一部を追加
武流 庫処 川理 下区	1期	昭和54年10月	—	597	甲東・瓦木・上ヶ原地区
	2期	昭和61年5月	528	1,125	塩瀬地区
	3期	昭和63年10月	5	1,130	塩瀬地区
	4期	平成2年9月	187	1,317	塩瀬・惣川地区
	5期	平成17年5月	3	1,320	名塩美山（塩瀬）地区
武流 庫処 川理 上区	1期	昭和57年5月	—	427	山口地区
	2期	昭和61年5月	164	591	山口地区
	3期	平成10年2月	69	660	山口地区
	4期	平成25年3月	△ 10	650	下山口地区の一部を削除

## 普及率

人口普及率（％）の推移

年度	平成 2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
普及率	67.2	72.6	77.8	82.6	84.9	88.8	93.1	95.6

年度	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
普及率	97.8	99.7	99.7	99.7	99.7	99.7	99.9	99.9

年度	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年
普及率	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9

年度	26年	27年	28年	29年	30年	令和 元年	2年	3年
普及率	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9

人口普及率（％）の比較

（令和4年3月31日現在）

	全国	兵庫県	西宮市	神戸市	芦屋市	尼崎市 ※
普及率	80.1	93.5	99.9	98.7	100.0	100.0

	伊丹市 ※	宝塚市	川西市	三田市	明石市	姫路市
普及率	100.0	98.8	99.7	88.1	99.6	92.8

注1：西宮市以外は、令和3年3月31日現在。

注2：※は、四捨五入の結果、普及率が100%となる市を示す。

## 処理能力の推移

（令和4年4月1日）

	時 期	処 理 能 力	処 理 場
し尿処理開始	昭和43年 8月	180kL／日	西宮処理場 枝川浄化センター
下水処理開始	昭和45年 2月	31,500 m <sup>3</sup> ／日	〃
増強	昭和48年 4月	63,000 m <sup>3</sup> ／日	〃
増強	昭和50年 4月	126,000 m <sup>3</sup> ／日	〃
増強	昭和61年 10月	160,000 m <sup>3</sup> ／日	西宮処理場 枝川浄化センター 鳴尾浜浄化センター
増強	平成 3年 3月	187,400 m <sup>3</sup> ／日	西宮処理場 枝川浄化センター 鳴尾浜浄化センター 甲子園浜浄化センター
増強	平成 4年 3月	196,500 m <sup>3</sup> ／日	〃
増強	平成 5年 10月	233,000 m <sup>3</sup> ／日	〃
増強	平成 8年 3月	269,500 m <sup>3</sup> ／日	〃
増強	平成 11年 3月	306,000 m <sup>3</sup> ／日	〃
増強	令和 2年 3月	331,400 m <sup>3</sup> ／日	〃

#### 第4節 西宮市の下水道の現況

(令和4年4月1日現在)

行政区域	面積	10,018ha	処理区域	面積 C	4,824.80ha
	人口 A	483,537 人		人口 D	483,257 人
市街化区域	面積	5,219ha	水洗便所設置済人口 E 482,319 人		
全体計画	面積	5,587ha			
	人口	520,000 人			
	最終年度	令和7年度			
事業計画	面積 B	5,124ha	普及率	面積	C/B 94.2%
	人口	510,560 人		人口	D/A 99.9%
	最終年度	流関 上流4年度 下流6年度 西宮6年度			E/D 99.8%

注：流関は、流域関連公共下水道。

## 第2章 計 画

### 第1節 基本計画

西宮市の下水道整備の基本計画は、10,018haの市域のうち、現在の市街化区域と市街化調整区域のうち集落が形成されている区域5,587haを下水道整備の計画区域とし、これを3つの処理区に区分して事業を進める。

(1) 西宮処理区(単独公共下水道)

流域下水道で処理される区域以外の地区を対象とし、西宮処理場枝川浄化センター、甲子園浜浄化センター、鳴尾浜浄化センターの3処理施設によって汚水の処理を行う。

(2) 武庫川下流処理区(武庫川下流流域下水道関連公共下水道)

西宮市、尼崎市、伊丹市、宝塚市の武庫川下流流域を含む流域下水道事業と、その関連公共下水道事業により、甲東、瓦木、上ヶ原および塩瀬地区の整備を進める。

この地区の汚水は、武庫川左岸河口に設置されている武庫川下流浄化センターに流入、処理される。

(3) 武庫川上流処理区(武庫川上流流域下水道関連公共下水道)

西宮市、神戸市、三田市の武庫川上流流域を含む流域下水道事業による区域であり、山口地区が含まれる。

この地区の汚水は、神戸市北区道場町に設置されている武庫川上流浄化センターに流入、処理される。

#### 下水道の基本計画

(令和4年4月1日現在)

地域区分	処理区	区 域	全体計画 面積(ha)	全体計画 人口(人)	排除方式	摘 要
南 部 地 域	西宮処理区	南部市街地のうち武庫川下流流域を除く	3,154	395,000	分流式 一部 合流式	西宮処理場 枝川浄化センター 甲子園浜浄化センター 鳴尾浜浄化センター
	武庫川下流 処 理 区	甲東・瓦木 上ヶ原地区	597	75,000	分流式	武庫川下流流域下水道 武庫川下流浄化センター
塩瀬地区		887	30,000	分流式		
北 部 地 域	武庫川上流 処 理 区	計	1,484	105,000		武庫川上流流域下水道 武庫川上流浄化センター
		山口地区	949	20,000	分流式	
計			5,587	520,000		

それぞれ直近の下水道計画の都市計画決定、および認可については次のとおりである。

名称	阪神間都市計画下水道 武庫川下流流域下水道 (知事決定)	阪神間都市計画下水道および 神戸国際港都建設計画下水道 武庫川上流流域下水道 (知事決定)	阪神間都市計画下水道 西宮市下水道 (西宮市決定)	
都市計画決定	平成16年1月27日 兵庫県告示第71号	平成24年7月17日 兵庫県告示第931号	平成24年6月1日 西宮市告示甲第232号	
都市事業計画認可	平成31年2月21日 国近整計管兵都業 第6-1号	平成29年3月17日 国近整兵都業第16号	平成31年3月29日 兵庫県告示第324号	
事業計画	平成30年11月15日	平成29年2月10日 都整第 248 号	西宮 処理区	令和3年2月24日 下第1599号
			武庫川 下流 処理区 武庫川 上流 処理区	平成30年11月16日 下第1285号

現在の事業計画

事業名	公共下水道事業	関連公共下水道事業
事業期間	昭和25年度～令和6年度	昭和54年度～令和6年度 (上流：4年度、下流：6年度)
排除方式	分流式一部合流式	分流式
施設	管渠・ポンプ場14カ所・処理場3カ所	管渠
処理方式及び能力	○標準活性汚泥法 ○凝集剤併用型 2 段階ステップ流入式 硝化脱窒法+急速濾過法 ○凝集剤併用型 3 段階ステップ流入式 硝化脱窒法+急速濾過法 355,400m <sup>3</sup> /日	—
計画処理面積	3,154ha	1,970ha
計画人口	394,000人	116,560人
事業費	約3,106億円	約573億円

## 第2節 武庫川下流流域下水道の概要

阪神間の貴重な水資源として利用されている武庫川は、流域における急激な市街地の拡大により次第に汚濁が顕著となっていた。このため、昭和44年から兵庫県が事業主体となり、西宮市、尼崎市、伊丹市、宝塚市の4市の協力のもとに、その水質保全と流域市街地における汚水、雨水の広域的な処理を目的として武庫川下流流域下水道事業を推進し、昭和51年10月、処理場の一部完成により下水処理を行なっている。

区域および人口

区分	計画区域 (ha)	全体計画人口(人)
西宮市	1,484.0	105,000
尼崎市	2,081.8	253,500
伊丹市	785.0	81,200
宝塚市	2,327.0	189,400
計	6,677.8	629,100

処理場

項目	摘要
名称	武庫川下流浄化センター
全体計画処理方式	凝集剤併用型ステップ流入式多段硝化脱窒法及び急速ろ過法
現在処理方式	凝集剤併用型ステップ流入式多段硝化脱窒法、標準活性汚泥法
全体計画処理人口	629,100 人
全体計画処理能力	374,900 m <sup>3</sup> /日
現有処理能力	357,000 m <sup>3</sup> /日

幹線およびポンプ場

幹線名	管渠延長 (m)	ポンプ場
右岸第1幹線	3,060	
右岸第2幹線	2,320	瓦木ポンプ場
左岸第1幹線	8,150	常松ポンプ場
左岸第2幹線	3,850	南武ポンプ場 (今北ポンプ場)
左岸連絡幹線	870	
武庫川幹線	14,080	
瓦木雨水幹線	890	瓦木ポンプ場
伊丹雨水幹線	610	常松ポンプ場

事業費の負担方法および各市負担率

区分	管渠・ポンプ場	処 理 場
国庫補助金	総事業費のうち補助基本額の1/2	総事業費のうち補助基本額の1/2～2/3
県負担金	(総事業費－国庫補助金) × 1/2	
4市負担金	同上	
4市負担率	西宮市	19.36 %
	尼崎市	48.50 %
	伊丹市	21.87 %
	宝塚市	10.27 %
	計	100.00 %
維持管理費負担方式	流量比例方式	汚水量比例方式



### 第3節 武庫川上流流域下水道の概要

近年の人口増加に加え、生活水準の向上により汚水量が増大し、生活環境の悪化および公共用水域の汚濁が進んでいる。これらの抜本的な対策として兵庫県が事業主体となって昭和53年より西宮市、神戸市、三田市の3市の協力のもとに事業を推進し、昭和60年5月、処理場の一部完成により下水処理を行なっている。

区域および人口

区分	全体計画 区域 (ha)	全体計画 人口 (人)
西宮市	949.4	20,000
神戸市	2,940.6	82,600
三田市	3,089.1	108,800
計	6,979.1	211,400

処理場

項目	摘要
名称	武庫川上流浄化センター
処理方式	凝集剤併用型ステップ 流入式多段硝化脱窒法 +砂ろ過法
全体計画処理人口	211,400 人
全体計画処理能力	117,000 m <sup>3</sup> /日
現有処理能力	100,000 m <sup>3</sup> /日

幹線

幹線名	管渠延長 (m)
三田幹線	6,850
神戸西宮幹線	8,840
神戸幹線	620

事業費の負担方法および各市負担率

区分	管 渠	処 理 場
国庫補助金	総事業費のうち補助基本額 の1/2	総事業費のうち補助基本額 の1/2~2/3
県負担金	(総事業費－国庫補助金) × 1/2	
3市負担金	同上	
3 市 負 担 率	西宮市	12.39 %
	神戸市	48.33 %
	三田市	39.28 %
	計	100.00 %
維持管理費 負担方式	有収水量比例方式	

## 第4節 処理区域および排水区域の計画

(令和4年4月1日現在)

	面積	備考
公共下水道	汚水 約 5,124ha	西宮処理区 約 3,154 ha 合流式 約 1,240 ha 分流式 約 1,914 ha
		大浜分区 合流式 約 76 ha 分流式 約 9 ha
		浜分区 合流式 約 238 ha 分流式 約 15 ha
		津門川分区 合流式 約 68 ha
		久寿川分区 合流式 約 157 ha
		西鳴尾分区 合流式 約 411 ha
		東鳴尾分区 合流式 約 290 ha
		甲子園口分区 分流式 約 157 ha
		夙川分区 分流式 約 414 ha
		大社分区 分流式 約 568 ha
		広田分区 分流式 約 314 ha
		瓦林分区 分流式 約 167 ha
		西宮浜分区 分流式 約 127 ha
		甲子園浜分区 分流式 約 8 ha
		鳴尾浜分区 分流式 約 135 ha
		武庫川下流処理区 約 1,320 ha 分流式 約 1,320 ha
		良元第4処理分区 分流式 約 22 ha
		良元第5処理分区 分流式 約 18 ha
		瓦木第1処理分区 分流式 約 279 ha
		瓦木第2処理分区 分流式 約 3 ha
		瓦木第3処理分区 分流式 約 6 ha
		瓦木第4処理分区 分流式 約 204 ha
		瓦木第5処理分区 分流式 約 17 ha
		瓦木第6処理分区 分流式 約 26 ha
		瓦木第7処理分区 分流式 約 3 ha
		瓦木第8処理分区 分流式 約 19 ha
		小浜第1処理分区 分流式 約 2 ha
		塩瀬処理分区 分流式 約 715 ha
		惣川処理分区 分流式 約 6 ha
		武庫川上流処理区 約 650 ha 分流式 約 650 ha
		西宮第1処理分区 分流式 約 80 ha
		西宮第2処理分区 分流式 約 338 ha
		西宮第3処理分区 分流式 約 145 ha
		西宮第4処理分区 分流式 約 73 ha
		神戸第3処理分区 分流式 約 14 ha

	面積	備	考
	雨水 約 5,105ha	西宮処理区	合流式 約 1,240 ha
		新川排水区	約 320 ha
		夙川上流右岸排水区	約 120 ha
		夙川上流左岸排水区	約 78 ha
		夙川中流排水区	約 125 ha
		夙川下流排水区	約 122 ha
		堀切川排水区	約 51 ha
		洗戎川排水区	約 83 ha
		六湛寺川排水区	約 113 ha
		櫛塚排水区	約 73 ha
		東川右岸排水区	約 104 ha
		東川左岸排水区	約 196 ha
		西福排水区	約 24 ha
		仁川排水区	約 61 ha
		津門川上流排水区	約 157 ha
		津門川中流排水区	約 159 ha
		津門川下流排水区	約 63 ha
		西宮浜排水区	約 127 ha
		甲子園浜排水区	約 8 ha
		鳴尾浜排水区	約 135 ha
		船坂川排水区	約 133 ha
		太多田川排水区	約 24 ha
		有馬川排水区	約 217 ha
		蛇谷川排水区	約 23 ha
		西川排水区	約 127 ha
		畑川排水区	約 127 ha
		川西川排水区	約 11 ha
		武庫川排水区	約 72 ha
		瓦木排水区	約 355 ha
		惣川排水区	約 5 ha
		観音谷川排水区	約 11 ha
		弓納子川排水区	約 13 ha
		高雄谷川排水区	約 6 ha
		花折ヶ峯排水区	約 16 ha
		青葉台排水区	約 23 ha
		どん尻川排水区	約 121 ha
		大谷川排水区	約 24 ha
		猪切谷川排水区	約 64 ha
		名塩川排水区	約 275 ha
		尼子谷川排水区	約 42 ha
		ヤケリ川排水区	約 17 ha
		細ノ谷川排水区	約 29 ha
		七合川排水区	約 11 ha

## 第5節 管渠及び貯留施設の事業計画

(○：管渠、□：函渠、▽：開渠)

	名称	管径又は幅員 (m)	延長(m)
大浜分区	大浜幹線	○2.00～□2.40×2.16	約 990
浜分区	浜幹線	○1.35～○2.40	約 1,340
	産所幹線	○1.65～□3.00×1.55	約 720
	朝風幹線	○1.00～○2.20	約 1,030
	札幌筋幹線	○1.00～○2.20	約 1,170
	浜第二幹線	○1.80	約 410
	産所第二幹線	○1.65～○2.40	約 610
	朝風第二幹線	□2.20×0.90～□2.40×0.95	約 720
	津門川分区	津門川幹線	○1.65～□2.82×2.60
津門川第二幹線		□1.50×0.90～□1.70×1.02	約 540
久寿川分区	今津幹線	○0.80～○2.40	約 1,880
	久寿川幹線	○1.20～○1.65	約 850
	水波幹線	○1.50	約 320
	今津第二幹線	○0.90～○1.20	約 510
	呉羽第二幹線	□2.25×1.80	約 510
	久寿川第二幹線	○1.35～□2.80×1.68	約 1,350
	大東第二幹線	○1.50	約 180
	西鳴尾分区	枝川幹線	○1.20～○2.50
上鳴尾幹線		○1.35	約 160
七番町幹線		○1.20	約 180
九番町幹線		○1.65～○2.00	約 2,020
浜甲子園幹線		○1.20～□2.75×2.75	約 2,090
南甲子園幹線		○1.20～○1.80	約 1,190
枝川第二幹線		▽3.50・3.00×1.30～▽10.00・8.60×2.00	約 1,910
浜甲子園第二幹線		○0.90～○2.20	約 1,340
南甲子園第二幹線		○1.50～○1.65	約 1,210
甲子園口分区		甲子園口幹線	○0.50～○1.20
	津門飯田幹線	○1.00～□1.20	約 1,120
東鳴尾分区	小曾根幹線	○1.35～□4.20×2.52	約 1,910
	小松幹線	○1.35～○1.50	約 450
	東鳴尾幹線	○1.00～□2.20×2.20	約 690
	上田東幹線	○1.65～○2.40	約 900
	小曾根第二幹線	○1.35～○1.80	約 860
	小松第二幹線	□1.40×0.84～□2.00×1.20	約 580
	鳴尾新川第二幹線	□1.50×0.90～□4.00×2.10	約 2,480
	上田東第二幹線	○1.20～○1.80	約 590
鳴尾浜分区	鳴尾浜1号幹線	○0.60～○0.80	約 960
	鳴尾浜2号幹線	○0.45	約 220
	鳴尾浜3号幹線	○0.30	約 110
西宮浜分区	西宮浜1号幹線	○0.60～○0.70	約 770
	西宮浜2号幹線	○0.25～○0.40	約 330
大社分区	大社1号幹線	○0.70～○1.35	約 1,740
	大社2号幹線	○0.35～○0.80	約 960
	大社3号幹線	○0.35～○0.80	約 460
	大社4号幹線	○0.20～○1.35	約 6,300
	大社5号幹線	○0.30	約 210
	大社6号幹線	○0.45	約 280
	大社7号幹線	○0.30～○0.45	約 550
	大社8号幹線	○0.35～○0.80	約 260
	大社9号幹線	○0.30	約 220

(○：管渠、□：函渠、∨：開渠)

	名称	管径又は幅員 (m)	延長(m)
夙川分区	夙川1号幹線	○0.30～○1.00	約 3,140
	夙川2号幹線	○0.15～○0.70	約 2,960
	夙川3号幹線	○0.25～○0.50	約 1,100
	夙川4号幹線	○0.25～○0.80	約 1,210
	夙川5号幹線	○0.25	約 120
広田分区	広田1号幹線	○0.35～○0.80	約 1,450
	広田2号幹線	○0.40～○1.35	約 2,450
	広田3号幹線	○0.40～○0.80	約 240
	広田4号幹線	○0.80	約 810
瓦林分区	瓦林1号幹線	○0.80	約 730
	瓦林2号幹線	○0.50	約 340
	瓦林3号幹線	○0.50～○0.60	約 690
污水幹線	大浜污水幹線	○0.60～○0.80	約 500
	浜1号污水幹線	○1.20～○2.00	約 2,160
	津門川1号污水幹線	○0.40～○0.70	約 270
	久寿川污水幹線	○1.50	約 330
	西宮幹線	○1.35～○2.00 (複断面)	約 7,790
	甲子園污水幹線	○1.80～○2.00	約 650
	上田污水幹線	○1.20～○1.35	約 810
	西宮浜污水幹線	○0.60	約 910
	鳴尾浜污水幹線	○1.20	約 2,810
	甲子園浜1号污水幹線	○3.0	約 1,450
西宮第1処理分区	名来下山口幹線	○0.10～○0.50	約 1,330
	名来幹線	○0.30	約 320
西宮第2処理分区	下山口丸山幹線	○0.20～○0.30	約 510
	大谷1号幹線	○0.20～○0.30	約 2,190
	大谷2号幹線	○0.20～○0.30	約 130
	大谷4号幹線	○0.20	約 380
	船坂幹線	○0.10～○0.80	約 6,610
	中野幹線	○0.10～○0.25	約 420
	中野東幹線	○0.20	約 340
西宮第3処理分区	上山口幹線	○0.10～○0.30	約 1,280
	流通東幹線	○0.30～○0.50	約 1,010
	流通西幹線	○0.30	約 320
西宮第4処理分区	中野西幹線	○0.10～○0.45	約 2,060
塩瀬処理分区	塩瀬幹線	○0.20～○1.35	約 8,910
	尼子谷幹線	○0.25	約 1,280
	光風台幹線	○0.20～○0.30	約 450
	名塩団地1号幹線	○0.20～○0.40	約 2,970
	名塩団地3号幹線	○0.20～○0.25	約 1,250
	名塩団地4号幹線	○0.20	約 380
	惣川幹線	○0.30	約 30
	青葉台幹線	○0.20～○0.30	約 160
	花折ヶ峯幹線	○0.20～○0.30	約 650
	鎧内幹線	○0.20～○1.00	約 580
	名塩川1号幹線	○0.25	約 690
	名塩川3号幹線	○0.20	約 620
良元第4処理分区	田近野幹線	○0.30～○0.70	約 90
瓦木第1処理分区	仁川幹線	○0.25～○0.90	約 3,030
	上甲東園幹線	○0.45～○1.20	約 840
	段上幹線	○0.80～○1.20	約 1,320

(○：管渠、□：函渠、▽：開渠)

	名称	管径又は幅員 (m)	延長(m)
瓦木第4処理分区	上ヶ原幹線	○0.25～○0.80	約 3,440
	神呪幹線	○0.30～○0.40	約 320
	荒木1号幹線	○0.25～○0.80	約 950
	荒木2号幹線	○0.25	約 250
瓦木第6処理分区	大森幹線	○0.80	約 60
新川1号排水区	今津川雨水幹線	▽3.50・2.90×1.10～▽5.80・5.40×1.55	約 1,320
	高松雨水幹線	□1.90×1.14	約 170
	中島雨水幹線	▽2.00・1.20×1.10～▽3.50・2.90×1.50	約 490
新川2号排水区	大川雨水幹線	▽0.80×0.90～▽4.40・4.00×1.60	約 1,700
	上甲子園雨水幹線	□1.90×1.20	約 150
	二見雨水幹線	□1.60×1.25～▽1.20×1.20	約 400
新川3号排水区	新堀川雨水幹線	□3.00×2.00～▽4.60・3.90×1.20	約 2,480
	甲子園口雨水幹線	□2.40×1.00～□3.00×1.00	約 370
新川4号排水区	久寿川雨水幹線	▽3.00×1.50～▽4.40×1.56	約 2,800
夙川17号排水区	石刎1号雨水幹線	▽1.90・1.30×1.30	約 240
夙川20号排水区	獅子ヶ口雨水幹線	▽1.65×1.32～□1.65×1.32	約 450
夙川21号排水区	神園雨水幹線	□1.20×1.20	約 100
夙川23号排水区	北名次雨水幹線	▽1.20×1.20～□2.00×1.20	約 360
夙川28号排水区	苦楽園雨水幹線	▽3.00×1.00	約 290
夙川36号排水区	西平川雨水幹線	▽1.40×0.84～▽2.60×1.10	約 650
夙川37号排水区	毘沙門雨水幹線	□1.00×0.70	約 430
夙川39号排水区	南越木岩雨水幹線	▽1.40×1.10～□1.80×1.20	約 710
夙川41号排水区	ドンドン川雨水幹線	▽2.80・1.20×1.80	約 230
	久出川雨水幹線	▽2.10×1.40～▽6.90・6.10×2.60	約 2,370
夙川56号排水区	相生雨水幹線	□1.50×0.80～□1.70×1.19	約 420
夙川58号排水区	羽衣雨水幹線	□1.60×1.00～□1.60×1.60	約 120
夙川60号排水区	霞雨水幹線	○1.00～□0.80×1.30	約 160
堀切川排水区	堀切川雨水幹線	□1.70×1.02～□2.50×1.50	約 1,150
	大谷雨水幹線	▽0.90×0.80～▽1.00×0.90	約 180
洗戎川排水区	安井雨水幹線	□1.20×1.00～○2.20	約 890
	満池谷1号雨水幹線	▽0.80×0.80～□2.00×1.60	約 1,090
	洗戎川雨水幹線	○2.20～□2.80×2.00	約 700
	満池谷2号雨水幹線	○1.10	約 100
六湛寺川排水区	六湛寺川雨水幹線	□6.00×2.40～▽8.90・6.20×3.10	約 1,960
	越水雨水幹線	▽1.70・1.20×1.35～□2.00×1.50	約 1,620
	札場筋雨水幹線	□1.50×0.80～□3.00×1.30	約 250
	城ヶ堀1号雨水幹線	□1.00×0.60～□2.00×1.10	約 780
	札場筋第二雨水幹線	○2.00～○1.00	約 1,560
櫛塚排水区	櫛塚雨水幹線	□1.20×0.80～□2.30×2.30	約 570
	青木雨水幹線	○1.35～▽1.00×0.80	約 240
東川7号排水区	本庄川雨水幹線	▽1.70・1.50×1.40～▽4.00×1.40	約 880
	西山川雨水幹線	▽2.80・2.30×1.50	約 1,180
東川20号排水区	神呪寺雨水幹線	▽1.40×1.12	約 310
東川26号排水区	山手雨水幹線	○1.20～□1.80×1.44	約 780
東川30号排水区	六軒雨水幹線	▽1.20×1.10～▽1.40×1.40	約 160
東川31号排水区	一ヶ谷雨水幹線	▽1.50・1.20×1.00～▽3.00・1.40×2.00	約 300
東川33号排水区	新池川雨水幹線	▽1.60×1.28～▽5.00・3.00×2.00	約 1,400
	高座雨水幹線	○1.20～▽1.60・1.50×1.60	約 550
西福排水区	西福雨水幹線	○1.50～□1.70×1.20	約 650
	西福第二雨水幹線	○1.35	約 480

(○：管渠、□：函渠、▽：開渠)

	名称	管径又は幅員 (m)	延長(m)
仁川8号排水区	仁川雨水幹線	▽1.80・1.30×1.40～▽1.80×1.40	約 620
	仁川五ヶ山雨水幹線	▽1.10×1.10	約 60
津門川1号排水区	岡田1号雨水幹線	▽1.10×1.10～▽6.00×2.00	約 200
	岡田2号雨水幹線	▽1.20×1.20～□1.50×1.30	約 310
津門川2号排水区	上甲東園雨水幹線	▽1.20～1.20	約 330
	神呪新川雨水幹線	□2.50×2.00～□4.00×2.00～○1.65	約 1,600
	下大市雨水幹線	▽1.30～2.50	約 240
	門戸厄神雨水幹線	▽3.00×1.30～▽4.20・3.70×1.60	約 820
津門川25号排水区	四十谷川雨水幹線	□1.30×1.30～□6.00×1.70	約 2,260
	南昭和雨水幹線	□1.30×1.30～□1.70×1.70	約 390
	広田雨水幹線	▽1.25×1.20～□1.70×1.10	約 600
津門川52号排水区	旧津門川雨水幹線	□1.60×1.00～▽4.00・3.20×1.40	約 1,400
西宮浜1号排水区	西宮浜1号雨水幹線	□2.00×2.00	約 100
西宮浜5号排水区	西宮浜2号雨水幹線	○1.50～□1.80×1.50	約 360
西宮浜11号排水区	西宮浜3号雨水幹線	○1.50×1.50～▽1.50	約 190
西宮浜8号排水区	西宮浜4号雨水幹線	○1.50～□1.50×1.50	約 360
西宮浜10号排水区	西宮浜5号雨水幹線	○1.50～□1.50×1.50	約 110
鳴尾浜2号排水区	鳴尾浜1号雨水幹線	○1.50～○2.40	約 680
	鳴尾浜2号雨水幹線	○1.65	約 130
鳴尾浜4号排水区	鳴尾浜3号雨水幹線	○1.65	約 170
鳴尾浜5号排水区	鳴尾浜4号雨水幹線	○1.50	約 170
鳴尾浜6号排水区	鳴尾浜5号雨水幹線	○1.50～○2.00	約 250
鳴尾浜7号排水区	鳴尾浜6号雨水幹線	○1.65	約 240
船坂川1号排水区	船坂1号雨水幹線	▽2.20・1.60×1.10	約 210
船坂川4号排水区	船坂2号雨水幹線	▽1.50×1.10	約 370
	船坂3号雨水幹線	□0.85×0.85	約 90
船坂川5号排水区	金仙寺雨水幹線	▽1.20×1.20～□2.00×1.60	約 460
船坂川6号排水区	六伝雨水幹線	○1.35	約 20
船坂川8号排水区	平尻雨水幹線	▽1.20×1.50～▽1.90×1.90	約 840
船坂川9号排水区	船坂5号雨水幹線	□2.50×2.00～▽1.40・0.90×1.10	約 200
船坂川10号排水区	船坂4号雨水幹線	▽3.50・1.70×1.80	約 110
船坂川12号排水区	船坂6号雨水幹線	▽4.50・4.00×1.70～▽1.20×1.20	約 380
船坂川13号排水区	船坂7号雨水幹線	○0.50	約 60
太多田川6号排水区	太多田川1号雨水幹線	▽3.00・1.80×1.50～▽0.80×0.80	約 380
	太多田川2号雨水幹線	▽1.90・1.50×1.10～□1.00×0.70	約 140
太多田川8号排水区	清水谷雨水幹線	□0.70×0.70	約 220
有馬川5号排水区	中野1号雨水幹線	▽1.00×1.00～▽1.20×1.20	約 180
有馬川7号排水区	中野2号雨水幹線	▽1.10×1.10～□1.30×1.30	約 350
有馬川9号排水区	十王堂雨水幹線	▽1.10×1.10～□1.10×1.10	約 290
有馬川12号排水区	地蔵川雨水幹線	▽3.50×2.00～□1.10×1.10	約 1,190
	地蔵川1号雨水幹線	▽1.30×1.30	約 250
	地蔵川2号雨水幹線	▽1.20×1.20	約 120
	地蔵川3号雨水幹線	▽1.00×1.00～▽1.30×1.30	約 590
	地蔵川4号雨水幹線	▽1.00×1.00～▽1.70×1.36	約 260
	地蔵川5号雨水幹線	▽1.30×1.30～▽1.50×1.25	約 110
有馬川13号排水区	地蔵川6号雨水幹線	○1.65～▽1.50×1.50	約 180
有馬川13号排水区	下山口雨水幹線	○1.50	約 50
有馬川15号排水区	大谷1号雨水幹線	▽1.20×1.30～▽1.80×1.40	約 370
有馬川16号排水区	大谷2号雨水幹線	▽1.10×1.10～▽1.20×1.20	約 520
西川1号排水区	西川雨水幹線	○1.50～▽2.50×1.50	約 320
畑川1号排水区	畑川雨水幹線	▽1.00×1.50～□2.50×1.50	約 220

(○：管渠、□：函渠、▽：開渠)

	名称	管径又は幅員 (m)	延長(m)
瓦木1号排水区	中津浜雨水幹線	○2.20 (共同溝) ~ ○2.50	約 1,700
	野間雨水幹線	○1.50 ~ ▽1.60×1.12	約 490
	伏原雨水幹線	○1.35	約 290
	高木雨水幹線	○1.35	約 150
瓦木2号排水区	荒木雨水幹線	□1.80×1.00 ~ □2.80・2.60×0.90	約 880
瓦木6号排水区	甲東園雨水幹線	○1.35 ~ ○2.00	約 780
	富倉川雨水幹線	○1.80 ~ ▽1.80×0.70	約 790
	段上日野雨水幹線	○1.35 ~ □3.00×3.00	約 3,400
	段上雨水幹線	▽1.80×1.00 ~ ▽1.20×1.00	約 120
瓦木8号排水区	樋ノ口雨水幹線	□1.20×1.20 ~ ▽4.00・3.30×1.90	約 2,180
七合川2号排水区	七合雨水幹線	□1.00×1.00 ~ □1.20×1.30	約 280
名塩川1号排水区	名塩1号雨水幹線	▽0.80×0.80 ~ ▽3.60・2.30×2.35	約 690
	名塩2号雨水幹線	□0.90×0.90	約 180
	名塩3号雨水幹線	▽0.90×0.90 ~ ▽2.00・1.20×1.30	約 120
	名塩4号雨水幹線	□1.50×1.50	約 50
	名塩5号雨水幹線	▽1.50・1.00×0.80 ~ ▽2.20・1.70×1.10	約 80
名塩川2号排水区	名塩6号雨水幹線	▽0.80×0.80 ~ ▽1.50・0.60×2.35	約 40
名塩川3号排水区	名塩7号雨水幹線	□1.20×1.50	約 210
名塩川4号排水区	名塩8号雨水幹線	○1.20	約 50
名塩川7号排水区	名塩9号雨水幹線	▽2.00×1.00 ~ □4.00×2.50	約 210
名塩川11号排水区	名塩10号雨水幹線	▽0.70×0.70 ~ ▽2.00×1.20	約 610
名塩川17号排水区	名塩11号雨水幹線	□1.40×1.40 ~ ○1.10	約 760
尼子谷川1号排水区	尼子谷1号雨水幹線	▽1.98・1.70×1.40 ~ □4.50×5.50	約 1,700
	尼子谷2号雨水幹線	▽1.88・1.60×1.40 ~ ▽2.10・1.80×1.50	約 80
	尼子谷3号雨水幹線	▽2.98・2.60×1.90 ~ ▽2.98・2.60×1.90	約 190
猪切谷川1号排水区	猪切谷1号雨水幹線	○1.10 ~ □1.40×1.40	約 640
猪切谷川3号排水区	猪切谷2号雨水幹線	○1.20 ~ □1.50×1.50	約 840
どん尻川2号排水区	どん尻5号雨水幹線	○0.90 ~ □0.90×0.90	約 250
どん尻川3号排水区	どん尻2号雨水幹線	○1.35 ~ ○1.50	約 480
花折ヶ峯排水区	花折ヶ峯雨水幹線	▽4.50・2.50×2.00 ~ ○1.00	約 140
高雄谷川排水区	高雄谷雨水幹線	▽2.20・1.40×1.40	約 200
武庫川8号排水区	狼谷雨水幹線	▽1.00×1.00 ~ □2.00×1.50	約 290

## 貯留施設

	名称	位置	貯留能力(m <sup>3</sup> )
津門川25号排水区	広田どんぐり公園雨水調整池	広田町	500
	能登運動場雨水調整池	能登町	1,650
	平木町雨水貯留管	平木町	1,000
	広田小学校雨水調整池	愛宕山	550
栢塚排水区	西宮中央運動公園雨水調整池	河原町	3,800
新川2号排水区	瓦木小学校雨水調整池	大屋町	900
	二見公園雨水調整池	二見町	1,100
西鳴尾分区	甲子園五番町雨水調整池	甲子園五番町	850
	鳴尾駅前雨水調整池	里中町	1,050
西鳴尾分区外	合流貯留管	枝川町外	19,500



平成12年～令和3年度オンサイト整備箇所

番号	下水排水区名	河川流域名	学校名	最大貯留量(m <sup>3</sup> )	番号	下水排水区名	河川流域名	学校名	最大貯留量(m <sup>3</sup> )
1	浜分区	--	※1 用海小学校	188	38	東鳴尾分区	--	高須中学校	608
2	西鳴尾分区	--	鳴尾小学校	240	39	東鳴尾分区	--	鳴尾南中学校	421
3	夙川	夙川	夙川小学校	530	40	東鳴尾分区	--	鳴尾東小学校	126
4	東鳴尾分区	--	学文中学校	60	41	夙川	夙川	苦楽園中学校	207
5	西鳴尾分区	--	鳴尾中学校	1,190	42	夙川	夙川	苦楽園小学校	80
6	津門川	東川	広田小学校	410	43	久寿川分区	--	津門小学校	284
7	津門川	東川	平木中学校	185	44	久寿川分区	--	今津小学校	135
8	夙川	夙川	北夙川小学校	588	45	東川	東川	甲陽園小学校	172
9	津門川	東川	上ヶ原小学校	288	46	津門川	東川	高木小学校	42
10	新川	新川	瓦木小学校	260	47	西鳴尾分区	--	真砂中学校	207
11	新川	新川	瓦林小学校	524	48	西宮浜	--	西宮浜中学校	133
12	瓦木	新川	段上西小学校	225	49	東川	東川	※1 上ヶ原南小学校	90
13	津門川	東川	平木小学校	180	50	東川	東川	※1 上ヶ原中学校	87
14	新川	新川	瓦木中学校	943	51	西宮浜	--	西宮浜小学校	140
15	津門川	東川	甲東小学校	561	52	新川	新川	※1 上甲子園小学校	221
16	新川	新川	深津小学校	250	53	瓦木	武庫川	※1 高木北小学校	190
17	新川	新川	深津中学校	791	54	新川	新川	瓦林公園	350
18	新川	新川	上甲子園中学校	1,182	55	瓦木	新川	あらきの森公園	104
19	西鳴尾分区	--	浜甲子園中学校	533	56	大浜分区	--	川添公園	403
20	洗戎川	洗戎川	安井小学校	388	57	洗戎川	洗戎川	西田公園	84
21	浜分区	--	※1 浜脇小学校	138	58	西鳴尾分区	--	※1 南甲子園小学校	195
22	夙川	夙川	大社中学校	140	59	西鳴尾分区	--	八ツ松公園	59
23	夙川	夙川	神原小学校	217	60	名塩川	武庫川	名塩小学校	138
24	六湛寺川	東川	大社小学校	300	61	有馬川	武庫川	北六甲台小学校	133
25	西鳴尾分区	--	鳴尾北小学校	454	62	浜分区	--	浜戎公園	121
26	大浜分区	--	※1 香櫨園小学校	388	63	有馬川	武庫川	山口中学校	343
27	瓦木	新川	樋ノ口小学校	100	64	西鳴尾分区	--	甲子園公園	26
28	瓦木	新川	甲武中学校	692	65	西鳴尾分区	--	※2 学文殿公園	29
29	津門川	東川	甲陵中学校	717	合 計				<b>19,210</b>
30	瓦木	新川	段上小学校	160	※1 教育委員会が学校建替時等に設置したオンサイト施設 ※2 公園管理者が設置したオンサイト施設				
31	新川	新川	春風小学校	92					
32	東鳴尾分区	--	小松小学校	175					
33	久寿川分区	新川	今津中学校	388					
34	浜	--	浜脇中学校	605					
35	東鳴尾分区	--	高須(旧高須南)小学校	242					
36	東鳴尾分区	--	高須西小学校	241					
37	西鳴尾分区	--	※ 甲子園浜小学校	273					

## 第6節 処理施設の計画

名 称	位 置	敷地面積	備 考
西宮処理場			現有能力（日最大）
枝川浄化センター	枝川町	約 58,060 m <sup>2</sup>	高級処理 能力 126,000m <sup>3</sup>
甲子園浜浄化センター	甲子園浜 1 丁目	約 215,500 m <sup>2</sup>	高級処理 能力 146,000m <sup>3</sup> 高度処理 能力 25,400m <sup>3</sup>
鳴尾浜浄化センター	鳴尾浜 3 丁目	約 23,920 m <sup>2</sup>	高級処理 能力 34,000m <sup>3</sup>

## 第7節 汚水量および雨水量の算定

### 1. 汚水量の算定

#### (1) 全体計画

計画値		処理区（全区域）		
		西宮処理区	武庫川下流処理区	武庫川上流処理区
汚 水 一 日 量	日平均 (L)	424	418	380
	日最大 (L)	565	528	480
	時間最大 (L)	801	748	760
	摘 要	地下水量94L含む	地下水量88L含む	地下水量80L含む
計 画 工 場 排 水 量	日平均 (m <sup>3</sup> /日)	28,100	9	687
	日最大 (m <sup>3</sup> /日)	28,100	9	687
	時間最大 (m <sup>3</sup> /日)	56,200	18	1,374
	算定根拠	大阪湾流総において、 将来工場出荷額を基に 算定された工場排水量	大阪湾流総の計画値	流通業務地区における 排水量をその他排水量 として計上

### 2. 雨水量の算定

#### (1) 6年確率降雨式

①計画最大雨水流出量 : 降雨確率年を6年として、次式により算定する。

$$Q = \frac{1}{360} \times C \times A \times \frac{360}{\sqrt{t} - 0.06}$$

$Q$  : 最大計画雨水流出量 (m<sup>3</sup>/秒)  
 $C$  : 流出係数 (排水区毎に定める)  
 $A$  : 排水面積 (ha)  
 $t$  : 流達時間 (分)

#### ②流達時間

$$t = 7分 + \frac{L}{V \times 60}$$

$L$  : 流路延長 (m)  
 $V$  : 区間平均流速 (m/秒)

③排水区毎の流出係数（6年確率の場合）

a. 合流区域

分 区	大 浜	浜	津門川	久寿川	西鳴尾	東鳴尾
流出係数	0.57	0.62	0.62	0.63	0.57	0.60

高度処理 能力 25,400m<sup>3</sup>

b. 分流区域

排水区	新 川 1～6号	夙 川 1～60号	堀切川	洗戎川	六湛寺川	櫛 塚	東 川 1～33号
流出係数	0.63	0.58	0.59	0.59	0.64	0.65	0.60

排水区	西 福	仁 川 1～10号	津門川 1～23号	津門川 24号	津門川 25～51号	津門川 52号	西宮浜 1, 5, 11号
流出係数	0.66	0.57	0.61	0.65	0.61	0.70	0.70

排水区	西宮浜 2～4, 6～10, 12号	甲子園浜 1号	鳴尾浜 1～9号	瓦 木 1号（高木東町の一部） 6号（新幹線以北）	瓦 木 1, 6号 （左記以外）	瓦 木 2～5, 7, 8号	川西川 1～2号
流出係数	0.60	0.60	0.60	0.70	0.53	0.53	0.65

排水区	武庫川 1号	武庫川 2号	武庫川 3号	武庫川 4～5号	武庫川 6～7号	武庫川 8号	武庫川 9号
流出係数	0.65	0.60	0.64	0.60	0.65	0.61	0.65

排水区	観音谷川	惣 川	花折ヶ峰	弓納子川	高雄谷川	太多田川 5号	青葉台 1～3号
流出係数	0.60	0.65	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60

排水区	どん尻川 1～6号	猪切谷川 1～4号	大谷川	名塩川 1～7号	名塩川 8号	名塩川 9号	名塩川 10～11号
流出係数	0.60	0.60	0.60	0.60	0.63	0.62	0.61

排水区	名塩川 12号	名塩川 13号	名塩川 14号	名塩川 15号	名塩川 16～17号	名塩川 18号	名塩川 19号
流出係数	0.63	0.61	0.62	0.63	0.60	0.63	0.60

排水区	尼子谷川 1号	尼子谷川 2号	細ノ谷川	ヤケリ川	七合川	西 川 1号	西 川 2～16号
流出係数	0.60	0.61	0.60	0.60	0.60	0.55	0.65

排水区	畑 川 1号	畑 川 2～21号	有馬川 1号	有馬川 2～3号	有馬川 4号	有馬川 5号	有馬川 6号
流出係数	0.55	0.65	0.65	0.55	0.65	0.55	0.65

排水区	有馬川 7号	有馬川 8～9号	有馬川 10～11号	有馬川 12号	有馬川 13号	有馬川 14号	有馬川 15～16号
流出係数	0.55	0.60	0.65	0.60	0.55	0.65	0.55

排水区	有馬川 19号	蛇谷川 1号	蛇谷川 2号	船坂川 1～4号	船坂川 5～7号	船坂川 8～15号	太多田川 1～3, 6～8号
流出係数	0.65	0.55	0.65	0.55	0.60	0.55	0.55

(2) 10年確率降雨式

①計画最大雨水流出量 : 降雨確率年を10年として、次式により算定する。

$$Q = \frac{1}{360} \times C \times A \times \frac{479}{\sqrt{t} + 0.98}$$

高度処理能力 25,400m<sup>3</sup>

$Q$  : 最大計画雨水流出量 (m<sup>3</sup>/秒)  
 $C$  : 流出係数 (排水区毎に定める)  
 $A$  : 排水面積 (ha)  
 $t$  : 流達時間 (分)

②流達時間 6年確率の場合と同じである。

③排水区毎の流出係数(10年確率の場合) 南部市街地

用途地域 地区	第1種住居 専用地域		第2種住居 専用地域		第1種 住居 地域	第2種 住居 地域	準住居 地域	近隣 商業 地域	商業 地域	準工業 地域	工業 地域	合計	流出係数	
	低層	中高層	低層	中高層									計算値	採用値
流出係数	0.66	0.82	0.78	0.78	0.81	0.81	0.81	0.94	0.94	0.83	0.86			
JR 以南 地区	大 浜	51.31			13.37		5.86	5.46				76.00	0.826	0.83
		42.074			10.830		4.747	5.132				62.783		
	浜	14.83			46.02		1.86	28.42	20.98	99.31	26.58	238.00	0.852	0.85
		12.161			37.276		1.507	26.715	19.721	82.427	22.859	202.666		
	津 門 川				31.38			28.38		8.24		68.00	0.867	0.87
					25.418			26.677		6.839		58.934		
	久 寿 川				69.84			29.62	5.92	25.78	25.84	157.00	0.851	0.85
					56.570			27.843	5.565	21.397	22.222	133.597		
	西 鳴 尾	208.52		35.02	54.16	79.07		30.36	3.87			411.00	0.823	0.82
		170.986		27.316	43.870	64.047		28.538	3.638			338.395		
東 鳴 尾	73.3		45.42	122.87	20.58		20.67		7.16		290.00	0.818	0.82	
	60.106		35.428	99.525	16.670		19.430		5.943		237.102			
鳴 尾 浜										135.00	135.00	0.830	0.83	
										112.050	112.050			
甲子園浜										8.00	8.00	0.830	0.83	
										6.640	6.640			
西 宮 浜	30.20						3.03		93.77		127.00	0.830	0.83	
	24.764						2.848		77.829		105.441			
JR 以北 地区	夙 川	264.08	142.45	7.55	16.63	3.74		7.71	0.84			443.00	0.726	0.73
		174.293	116.809	5.889	13.470	3.029		7.247	0.790			321.527		
	堀 切 川	16.13	32.14		0.99			0.50	1.24			51.00	0.772	0.77
		10.646	26.355		0.802			0.405	1.166			39.374		
	洗 戎 川	26.83	45.79		10.38							83.00	0.767	0.77
		17.708	37.548		8.408							63.664		
	六 湛 寺 川	10.44	38.34	1.65	23.15		3.77	30.00	5.65			113.00	0.840	0.84
		6.890	31.439	1.287	18.752		3.054	28.200	5.311			94.933		
	東 川	93.28	149.31	20.82	13.88	14.59		8.12				300.00	0.770	0.77
		61.565	122.434	16.240	11.243	11.818		7.633				230.933		
	櫛 塚				55.96	7.13	4.95	4.96				73.00	0.819	0.82
					45.328	5.775	4.010	4.662				59.775		
	西 福				19.47	1.32		3.21				24.00	0.827	0.83
					15.771	1.069		3.017				19.857		
津 門 川	78.90	178.41	27.27	21.34	9.95	7.56	9.67	14.48	15.80	12.30	3.32	379.00	0.791	0.79
	52.074	146.296	21.271	16.645	8.060	6.124	7.833	13.611	14.852	10.209	2.855	299.830		
新 川 (JR以南含む)		129.40		7.25	59.54	7.10		30.51	0.94	45.10	40.16	320.00	0.835	0.84
		106.108		5.655	48.227	5.751		28.679	0.884	37.433	34.538	267.275		
武 庫 川				10.00							10.00	0.810	0.81	
				8.100							8.100			
川 西 川				4.73						5.72	0.55	11.00	0.823	0.82
				3.831						4.748	0.473	9.052		
瓦 木	5.90	300.95		23.97	6.22		11.40	5.83		0.73	355.00	0.816	0.82	
	3.894	246.779		18.697	5.038		9.234	5.480		0.606	289.728			
仁 川	34.10	21.74	1.71			3.45					61.00	0.729	0.73	
	22.506	17.827	1.334			2.795					44.462			

## 第8節 下水道の上位計画

環境基本法では、公害とは“事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう”と定義されている。これらの公害の実態を十分に把握し、その上に立ってそれぞれ適切な施策を実施するため、公害防止計画が策定されている。また、水質保全行政の目標として、公共用水域の水質について達成・維持することが望ましい基準として環境基準が定められている。この目標達成のために下水道は、重要な役割を与えられているが、ただやみくもに整備を行っても効果が上がらないため、流域全体で調和のとれた下水道整備を進めるために流域別下水道整備総合計画を策定することとなっている。これらの整備目標を達成するための事業計画として下水道整備五箇年計画（平成15年度からは社会資本整備重点計画）が策定されており、いずれも西宮市の下水道の上位計画となっている。

### 1. 兵庫県の公害防止計画

公害防止計画は、「環境基本法」に基づき、現に公害が著しい地域等において、環境大臣の策定指示により知事が作成し、環境大臣により承認される計画である。

兵庫県では、昭和47年度に兵庫県東部地域公害防止計画が5箇年計画で策定されて以来、播磨南部地域において、昭和48年度から、また、神戸地域においては、昭和49年度から、それぞれ4度にわたり、公害防止計画の策定、改定が行われてきた。

平成4年度からは東部地域、播磨南部地域、神戸地域とを一本化して兵庫地域公害防止計画を策定しており、公害の防止に関する諸政策を推進してきたところである。

### 2. 水質汚濁の環境基準

旧公害対策基本法の規定により、昭和46年12月28日告示され、その後平成5年3月8日に改正された“水質汚濁にかかる環境基準”は、人の健康を維持し、生活環境を保全するうえで達成し、維持されることが望ましいとされる基準であり、公害の防止に関するあらゆる施策は、その達成・維持のため総合的かつ有効適切に実施されなければならない行政上の目標となっている。

水質汚濁にかかる環境基準のうち、生活環境の保全にかかる環境基準は、国あるいは都道府県知事が公共用水域の水質類型の指定および達成期間を定め、人の健康の保護にかかる環境基準は、すべての公共用水域に適用される。

西宮市の河川のうち、昭和45年9月1日に武庫川において、平成3年3月29日に夙川において、生活環境の保全にかかる環境基準の水質類型の指定がなされた。また、昭和46年12月28日に、大阪湾の生活環境の保全にかかる環境基準の水質類型の指定がなされ、平成7年2月28日に、海域の富栄養化防止のため追加された全窒素・全りんについての環境基準に係る水質類型の指定がなされた。

これを維持・達成するためには、事業場の排出水の水質規制と下水道の整備が必要である。

### 3. 大阪湾流域別下水道整備総合計画

都市周辺では悪臭をはなち、魚が住めない川が多く、これを快適な生活環境や本来のきれいな海や川に戻すためには、流域内の幾つかの汚濁に対して広域的な行政の中で秩序正しく効率的に行われる水質保全の対策が必要となる。

今後の水質環境の改善をはかっていくためには、急激な投資の増大が必要であり、その効率的な運用のため、総合的な下水道整備計画が望まれる。このような観点から水質環境基準の水域類型が指定された水域については、その水質汚濁が2以上の市町村の汚水による場合には、総合的な下水道計画を都道府県が策定すべきことが、下水道法第2条の2で規定されている。この計画が定められると、これを上位計画として流域内で施行される各個別の事業計画を策定する必要がある。大阪湾についても、兵庫県は、令和7年度を目標とする計画を、平成22年8月に策定している。

### 4. 都道府県構想「生活排水99%大作戦」

兵庫県では、さわやかな県土をつくり、都市と農山漁村の交流に役立てることを目標に、平成3年度から海や川の水質改善、快適な生活環境の創造（便所の水洗化等）を目標とした「生活排水99%大作戦」を展開してきた。その目標は、県下の下水道などの生活排水処理施設の整備を進め、平成16年度末までに生活排水処理率を全県で99%に高めることであった。

目標達成のため県下の市町で「生活排水処理計画」が策定され、それに基づいて公共下水道、農業集落排水施設、合併浄化槽の各種の施設整備が進められた結果、令和2年度末の生活排水処理率は、全県で98.9%と、高い水準を達成している。

## 第9節 下水道事業の主要施策

### 1. 浸水対策・雨水整備

雨水施設の整備事業は、昭和26年に着手し、これまでに降雨強度47mm/h(6年確率)に対応した整備を進め、おおむね完了している。しかし、近年の気象変動により短時間の局地的な集中豪雨による浸水被害が発生している。平成22年度より、新たに流出抑制対策の考えを取り入れ、降雨強度55mm/h(10年確率)に対応した管渠や貯留施設(オンサイト貯留施設、貯留管等)の整備を進めている。

近年では、合流貯留管(φ2,200～φ3,250mm、全体:41,300m<sup>3</sup>)の整備(I-II期約19,500m<sup>3</sup>)に着手している。なお、合流貯留管は局所的な集中豪雨への対策に加えて、合流式下水道の改善、ポンプ場の改築更新及び災害時の代替機能にも寄与するものである。

### 2. 高度処理施設の整備

大阪湾の水質環境基準達成のため、「大阪湾流域別下水道整備総合計画」に対応した高度処理の導入を進めており、甲子園浜浄化センター・枝川浄化センターにおいて、窒素・りん除去のための高度処理施設への改築及び増設を実施している。

甲子園浜浄化センターにおいて、令和元年度に一部増設工事が完成し、引続き枝川浄化センターにおいて老朽化した施設の更新にあわせ、施設整備を行う予定である。既に甲子園浜浄化センター・枝川浄化センター間には、高度処理の為に汚水を送水するネットワーク幹線を整備済みである。

### 3. 施設の改築・更新及び地震対策

日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防止するため、ライフサイクルコスト最小化の観点で踏まえた改築計画を策定し、下水道施設の改築・更新を実施している。

地震対策としては、西宮市総合地震対策計画に基づき下水道が有すべき機能の必要性や緊急性を踏まえ、改築計画を考慮し、耐震化を進めている。また、災害時において、水洗トイレが使用できなくなった場合に備えて、避難所での災害用マンホールトイレの整備を進めている。

### 4. 合流式下水道の改善

合流式下水道は、一定量の雨水を浄化センターで処理するため水質改善に寄与できるが、一定量以上の降雨では浄化センターの能力を超えるため、汚水混じりの雨水が公共用水域へ未処理で放流され、公衆衛生・水質保全の観点から問題となっている。

西宮市では、平成16年度に緊急合流改善計画を策定し、未処理放流回数を減少させるため、雨水滞水池や貯留管(ネットワーク幹線等)を設置している。また、きょう雑物の流出を削減するため、雨水沈砂池のスクリーンの目幅縮小化を進めている。

### 第3章 施設の維持管理

各家庭、工場等からの排水を速やかに浄化センターへ送り処理するため、管渠施設およびポンプ施設の維持修繕、運転操作が行われている。

#### 第1節 管渠

##### 1. 処理区域面積および管渠施設延長

(令和4年3月31日現在)

区分	処理区域面積	区分	延長
西宮処理区	3,109.76ha うち合流区域 1,218.20ha 分流域 1,891.56ha	合流管	309 km
武庫川下流処理区	1,164.11ha	汚水管	707 km
武庫川上流処理区	550.93ha	雨水管	191 km
計	4,824.80ha	計	1,207 km

##### 2. 排水設備工事

公共下水道が完備しても、末端の排水設備が不十分であると宅地内の排水不良、誤接続による公共下水道管の容量オーバー、水路、側溝の汚濁等の問題が生じ、有効に機能することができなくなる。そこで、排水設備を新設、増設、改造する場合は「排水設備築造確認届出書」、また水洗化工事を行う場合は「水洗便所等改造資金助成申請書」により、書類審査としゅん工検査を行っている。

「排水設備築造確認届出書」(新設、増設)の受理件数

年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
受理件数	1,200	1,163	1,306	1,300	1,182

##### 3. 私道に対する下水道布設及び助成制度

私道での下水道の布設を促進するため、昭和63年度に「私道下水道布設取扱要綱」を制定し、また、平成2年度に「私道共同排水設備工事助成要綱」を「私道等共同排水設備工事助成要綱」と改め、さらに、平成5年度に各要綱を統合し、「私道等共同排水設備助成要綱」と改正し、私道等の下水道を施工するとともに私道関係者に工事費の助成を行うこととした。

[私道下水の設置]

- 条件…①私道の幅員が1.8m以上 ②下水道を利用する建物が5軒(棟)以上  
③大部分が直ちに水洗化をすること ④私道所有者全員が承諾  
⑤受益者負担金の滞納がないこと

工事实績

区分	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
申請件数	0件	0件	0件	0件	0件
工事件数	0件	0件	0件	0件	0件
管渠延長	0m	0m	0m	0m	0m



〔共同排水設備の設置助成〕

条件…①私道等に設置するもので、全戸が共同排水設備の設置を希望し、土地の所有者が承諾していること。②共同排水設備を使用する建物が2戸(共同住宅は1棟を1戸とみなす)以上、又は区分所有された共同住宅であること。③全戸が直ちに公共下水道に接続すること。④分流区域においては、汚水、雨水の排水設備が完備できること。⑤助成を希望する居住者又は家屋所有者(以下「申請者」という。)が、公共下水道受益者負担金を滞納していないこと。但し、上下水道事業管理者が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

助成実績

区分	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
申請件数	0件	0件	0件	0件	1件
助成件数	0件	0件	0件	0件	1件
管渠延長	0m	0m	0m	0m	50.0m

4. 公共汚水ますの設置と管理

面整備の時、原則として1棟に1個公共汚水ますを設置しているが、受益者負担金猶予地(農地、児童公園等)、分筆により公共汚水ますが未設置となる土地等については、必要箇所無料または有料で公共汚水ますを設置している。

公共汚水ます設置実績

区分	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
有料設置個数	362	397	454	379	366
無料設置個数	5	4	4	0	1
合計	367	401	458	379	367

## 第2節 ポンプ場

### 1. ポンプ場の事業計画と現況

令和4年4月1日

西宮処理区 合流区域

23箇所

NO.	名称	所在地	運転開始年月	汚水 雨水 種別	事業計画					現況設備					
					口径	台数	揚水量	能力 m <sup>3</sup> /分	能力計 m <sup>3</sup> /分	口径	台数	揚水量	能力 m <sup>3</sup> /分	能力計 m <sup>3</sup> /分	
1	大浜ポンプ場	大浜町2-41	S. 51. 4	雨水	1,000	3	144	432	523	1,000	3	144	432	523	
					800	1	91.2	91.2		800	1	91.2	91.2		
					汚水	300	3	11.4	34.2	34	300	3	11.4	34.2	34
2	浜ポンプ場	浜町7-8	S. 48. 6	雨水	1,200	5	255	1,275	1,275	1,200	4	198	792	1,047	
					汚水	500	4	37.5	150	150	500	4	37.5		150
3	津門川ポンプ場	津門川町6-20	S. 46. 9	雨水	1,000	2	140	280	410	1,000	2	140	280	410	
					汚水	700	2	65		130	700	2	65		130
4	久寿川ポンプ場	今津久寿川町12-59	S. 46. 4	雨水	1,350	1	260	260	740	1,350	1	260	260	740	
					汚水	1,100	3	160		480	1,100	3	160		480
5	上田南ポンプ場	上田西町4-3	S. 47. 10	雨水	1,350	5	264	1,320	1,320	1,350	5	264	1,320	1,320	
					枝川T送り	500	3	30	90	177	500	3	30	90	101
						汚水	300	1	11		11	300	1	11	
					鳴尾浜T送り	500	1	30	30	76	500	1	30	30	76
						汚水	450	1	24		24	450	1	24	
					汚水	300	2	11	22	300	2	11	22		
6	前浜ポンプ場	建石町2-14	S. 39. 4	雨水	1,000	3	155	465	465	1,200	1	190	190	528	
					汚水	1,350	1	230		230	1,350	1	230		230
					汚水	900	1	108		108	900	1	108		108
7	枝川ポンプ場	枝川町20-125	S. 37. 7	雨水	1,500	1	320	320	802	1,500	1	320	320	802	
					汚水	1,200	1	270		270	1,200	1	270		270
					汚水	1,000	1	140		140	1,000	1	140		140
					汚水	500	2	36		72	500	2	36		72
8	上田北ポンプ場	上田西町3-57	S. 35. 9	雨水	1,600	1	320	320	480	1,500	1	320	320	506	
					汚水	1,100	1	160		160	1,100	1	160		160
					汚水	400	1	26		26	400	1	26		26
9	甲子園中継ポンプ場	甲子園町17-10	S. 46. 4	汚水	600	4	70	280	280	600	4	70	280	280	
10	呉羽ポンプ場	津門吳羽町4-1	S. 43. 8	雨水	1,000	1	180	180	390	1,000	1	180	180	399	
					汚水	900	1	105		105	900	1	105		105
					汚水	800	1	105		105	800	1	105		105
					汚水	300	1	9		9	300	1	9		9
11	宝津ポンプ室	津門宝津町9-6地先	S. 55. 1	雨水						400	1	28	28	28	
12	真砂ポンプ場	今津真砂町1-11	S. 57. 8	高潮						600	2	40	80	100	
										400	1	20	20		
13	森具川ポンプ室	大浜町1-41地先	S. 62. 4	雨水						300	1	13	13	13	
14	浜田伏越ポンプ室	甲子園浜田町12-28地先	H. 3. 12	雨水						250	1	7	7	7	
										汚水	100	1	1	1	1
15	建石ポンプ室	建石町2-6地先	H. 5. 6	雨水						250	1	7	7	7	
16	神楽伏越ポンプ室	神楽町4-14地先	H. 5. 7	雨水						200	1	5.5	5.5	5.5	
17	武庫川ポンプ室	武庫川町1地先	H. 6. 4	雨水						300	1	12	12	12	
18	小松南ポンプ室	小松南町2-6地先	H. 13. 4	雨水						300	2	12	24	24	
19	浜田ポンプゲート	甲子園浜田町15-30地先	H. 16. 6	雨水						600	2	45	90	90	
20	甲子園五番町ポンプ室	甲子園五番町9-17地先	H. 23. 4	雨水						80	1	0.6	0.6	0.6	
21	用海小学校ポンプ室	用海町3-54	H. 24. 2	雨水						80	1	0.6	0.6	0.6	
22	小曾根第二幹線ポンプ室	上田西町4地先	H. 27. 3	雨水						80	1	0.88	0.88	0.88	
23	里中貯留ポンプ室	里中町3丁目	H. 30. 11	雨水						80	2	0.37	0.74	0.74	

注：Tは浄化センターを表す

西宮処理区 分流区域（汚水）

30箇所

NO.	名称	所在地	運転開始年月	汚水 雨水 種別	事業計画					現況設備				
					口径	台数	揚水量	能力 m <sup>3</sup> /分	能力計 m <sup>3</sup> /分	口径	台数	揚水量	能力 m <sup>3</sup> /分	能力計 m <sup>3</sup> /分
1	西宮浜中継ポンプ場	西宮浜2-9	S. 59. 10	汚水	300	2	10.5	10.5	16	300	2	10.5	10.5	16
					(内1台予備)					(内1台予備)				
					250	2	5.5	5.5		250	2	5.5	5.5	
				(内1台予備)						(内1台予備)				

NO.	名称	所在地	運転開始年月	汚水雨水種別	事業計画					現況設備				
					口径	台数	揚水量	能力	能力計	口径	台数	揚水量	能力	能力計
						m <sup>3</sup> /分	m <sup>3</sup> /分			m <sup>3</sup> /分	m <sup>3</sup> /分			
2	本町ポンプ室	本町3	S.50.3	汚水						150	2	4.6	9.2	9.2
3	六湛寺ポンプ室	六湛寺町10-3	S.54.3	汚水						200	2	3.3	6.6	6.6
4	六湛寺北ポンプ室	六湛寺町9-19地先	S.61.3	汚水						100	2	1.4	2.8	2.8
5	瓦林ポンプ室	瓦林町30地先	H.1.3	汚水						80	2	0.47	0.94	0.94
6	深津ポンプ室	深津町6-39地先	H.2.10	汚水						100	2	1.5	3	3
7	大谷ポンプ室	大谷町3-50地先	H.3.4	汚水						150	2	2.94	5.88	5.88
8	南昭和ポンプ室	南昭和町2-12地先	H.3.10	汚水						80	2	0.265	0.53	0.53
9	樋塚南ポンプ室	樋塚町5-38地先	H.6.4	汚水						80	2	0.26	0.52	0.52
10	本庄ポンプ室	甲陽園本庄町1-72地先	H.7.11	汚水						150	2	2.5	5	5
11	角石ポンプ室	角石町1-64地先	H.8.1	汚水						65	2	0.26	0.52	0.52
12	広田ポンプ室	広田町12-19地先	H.9.1	汚水						80	2	0.26	0.52	0.52
13	北名次ポンプ室	北名次町13-16地先	H.9.4	汚水						80	2	0.2	0.4	0.4
14	苦楽園第1ポンプ室	石叡町地先	H.10.2	汚水						80	2	0.26	0.52	0.52
15	甲陽園日之出ポンプ室	甲陽園日之出町6-49地先	H.10.4	汚水						80	2	0.26	0.52	0.52
16	上ヶ原8番ポンプ室	上ヶ原八番町4地先	H.10.4	汚水						80	2	0.26	0.52	0.52
17	剣谷ポンプ室	剣谷町7地先	H.10.4	汚水						80	2	0.2	0.4	0.4
18	甲陽園東山ポンプ室	甲陽園東山町1-35地先	H.10.5	汚水						80	2	0.26	0.52	0.52
19	苦楽園第3ポンプ室	苦楽園二番町7-40地先	H.11.4	汚水						80	2	0.26	0.52	0.52
20	高座ポンプ室	高座町14-64地先	H.11.4	汚水						80	2	0.26	0.52	0.52
21	鷺林寺ポンプ室	鷺林寺南町26-4地先	H.12.4	汚水						100	2	0.76	1.52	1.52
22	甲陽園東山第2ポンプ室	甲陽園東山町12-13地先	H.12.4	汚水						80	2	0.26	0.52	0.52
23	苦楽園第4ポンプ室	苦楽園三番町16-8地先	H.12.8	汚水						80	2	0.26	0.52	0.52
24	甲山第1ポンプ室	甲山町25-2地先	H.16.4	汚水						150	2	2.1	4.2	4.2
25	甲山第2ポンプ室	甲山町53地先	H.16.4	汚水						150	2	2.1	4.2	4.2
26	鷺林寺第2ポンプ室	鷺林寺2丁目2-35地先	H.16.4	汚水						100	2	1.3	2.6	2.6
27	甲山第3ポンプ室	甲山町53地先	H.16.12	汚水						80	2	0.65	1.3	1.3
28	鷺林寺第3ポンプ室	鷺林寺2丁目6地先	H.17.3	汚水						80	2	0.283	0.566	0.566
29	鷺林寺第4ポンプ室	鷺林寺2丁目2-35地先	H.19.4	汚水						80	2	0.16	0.32	0.32
30	湯元ポンプ室	湯元町4-5地先	H.20.5	汚水						100	2	0.28	0.56	0.56

西宮処理区 分流区域 (雨水他)

18箇所

NO.	名称	所在地	運転開始年月	汚水雨水種別	事業計画					現況設備				
					口径	台数	揚水量	能力	能力計	口径	台数	揚水量	能力	能力計
						m <sup>3</sup> /分	m <sup>3</sup> /分			m <sup>3</sup> /分	m <sup>3</sup> /分			
1	久寿川第2ポンプ場 (左岸)	今津久寿川町12-59	S.33.9	雨水	1,200	1	200	200	285	1,200	1	200	200	295
					800	1	85	85		800	1	85	85	
2	樋塚ポンプ場	樋塚町5-38	S.45.10	雨水	1,200	2	218	436	556	1,200	2	218	436	581
					1,000	1	120	120		1,000	1	120	120	
									300	2	12.5	25		
3	西福ポンプ場	西福町1-15	H.6.8	雨水	900	2	100	200	200	900	2	100	200	200
4	丸橋ポンプ室	丸橋町8-21地先	S.53.7	雨水						300	1	12	12	12
5	久出ヶ谷第1ポンプ室	久出ヶ谷町1-25地先	S.53.7	雨水						300	1	11	11	11
6	久出ヶ谷第2ポンプ室	久出ヶ谷町1-20地先	S.58.10	雨水						200	1	6	6	6
7	平松伏越ポンプ室	江上町6-7地先	H.3.4	雨水						150	1	3.1	3.1	3.1
8	南昭和伏越ポンプ室	南昭和町2-30地先	H.7.7	雨水						150	1	1.8	1.8	1.8
9	上六公園ポンプ室	上ヶ原六番町4-37地先	H.12.4	雨水						100	2	1.6	3.2	3.2
10	札幌筋ポンプ室	樋塚町5-38	H.15.11	雨水						500	3	24	72	74
										150	1	2	2	
11	どんぐり公園ポンプ室	広田町10-10地先	H.18.1	雨水						80	1	0.36	0.36	0.36
12	鳴尾浜ポンプ室	鳴尾浜3丁目15地先	H.19.3	高潮						500	2	27	54	54
13	中央運動公園ポンプ室	河原町2地先	H.20.3	雨水						80	1	0.31	0.31	0.31
14	瓦木小学校ポンプ室	大屋町10-20地先	H.21.1	雨水						80	1	0.6	0.6	0.6
15	平木ポンプ室	平木町3-2地先	H.23.4	雨水						80	2	0.42	0.84	0.84
16	二見公園ポンプ室	二見町7地先	H.28.2	雨水						80	1	0.73	0.73	0.73
17	丸橋第2ポンプ室	丸橋町4-53地先	H.28.4	雨水						200	2	6.48	12.96	12.96
18	平木第2ポンプ室	平木町7	H.30.7	雨水						80	1	0.70	0.70	0.70

武庫川上流処理区 分流区域 (汚水)

26箇所

NO.	名称	所在地	運転開始年月	汚水雨水種別	事業計画					現況設備				
					口径	台数	揚水量	能力 m <sup>3</sup> /分	能力計 m <sup>3</sup> /分	口径	台数	揚水量	能力 m <sup>3</sup> /分	能力計 m <sup>3</sup> /分
1	下山口第1ポンプ室	山口町上山口1丁目1地先	S.62. 3	汚水						100	2	2.21	4.42	4.42
2	名来第1ポンプ室	山口町名来1丁目26-7地先	S.62. 3	汚水						100	2	0.7	1.4	1.4
3	名来第2ポンプ室	山口町名来1丁目21地先	S.62. 3	汚水						100	2	1.9	3.8	3.8
4	名来第3ポンプ室	山口町名来1丁目22-9地先	S.62. 3	汚水						80	2	0.7	1.4	1.4
5	流通第1ポンプ室	山口町上山口1363-2地先	S.62. 3	汚水						100	2	1.32	2.64	2.64
6	名来第4ポンプ室	山口町下山口103地先	S.63. 3	汚水						100	2	1.06	2.12	2.12
7	名来第5ポンプ室	山口町名来2丁目11-15地先	S.63. 3	汚水						80	2	1.51	3.02	3.02
8	上山口第1ポンプ室	山口町上山口1473地先	H. 1. 3	汚水						100	2	0.7	1.4	1.4
9	上山口第2ポンプ室	山口町上山口1丁目11地先	H. 2. 3	汚水						80	2	0.47	0.94	0.94
10	中野西山ポンプ室	山口町中野772-138地先	H. 3. 4	汚水						80	2	0.47	0.94	0.94
11	船坂第3ポンプ室	山口町船坂572地先	H. 5. 1	汚水						80	2	0.265	0.53	0.53
12	金仙寺第2ポンプ室	山口町金仙寺1520-5地先	H. 5. 1	汚水						150	2	2	4	4
13	船坂第1ポンプ室	山口町船坂933地先	H. 5. 1	汚水						80	2	0.28	0.56	0.56
14	船坂第2ポンプ室	山口町船坂722地先	H. 5. 1	汚水						100	2	0.64	1.28	1.28
15	下山口伏越ポンプ室	山口町下山口4丁目18地先	H. 5. 1	汚水						100	1	1.51	1.51	1.51
16	船坂第4ポンプ室	山口町船坂271地先	H. 7. 4	汚水						65	2	0.26	0.52	0.52
17	船坂第5ポンプ室	山口町船坂2020地先	H. 9. 4	汚水						80	2	0.47	0.94	0.94
18	船坂第6ポンプ室	山口町船坂2026地先	H. 9. 9	汚水						80	2	0.26	0.52	0.52
19	船坂第7ポンプ室	山口町船坂1759地先	H. 9. 9	汚水						80	2	0.26	0.52	0.52
20	船坂第8ポンプ室	山口町船坂2060地先	H.10. 5	汚水						80	2	0.26	0.52	0.52
21	船坂第9ポンプ室	山口町船坂1174地先	H.10. 5	汚水						80	2	0.26	0.52	0.52
22	船坂第10ポンプ室	山口町船坂113地先	H.10. 5	汚水						80	2	0.26	0.52	0.52
23	下山口第4ポンプ室	北六甲台1丁目11-3地先	H.11. 4	汚水						80	2	0.8	1.6	1.6
24	船坂第11ポンプ室	山口町船坂1259地先	H.11. 9	汚水						80	2	0.27	0.54	0.54
25	下山口第5ポンプ室	山口町下山口1639地先	H.17. 3	汚水						150	2	1.76	3.52	3.52
26	北六甲台ポンプ室	北六甲台3丁目18-5地先	H.17. 4	汚水						150	2	2.12	4.24	4.24

武庫川下流処理区 分流区域 (汚水)

39箇所

NO.	名称	所在地	運転開始年月	汚水雨水種別	事業計画					現況設備				
					口径	台数	揚水量	能力 m <sup>3</sup> /分	能力計 m <sup>3</sup> /分	口径	台数	揚水量	能力 m <sup>3</sup> /分	能力計 m <sup>3</sup> /分
1	神呪ポンプ室	神呪町4-8地先	S.63. 3	汚水						100	2	0.7	1.4	1.4
2	日野ポンプ室	日野町12-29地先	S.63. 3	汚水						100	2	1.2	2.4	2.4
3	上甲東園ポンプ室	上甲東園1丁目11-1地先	H. 1. 9	汚水						100	2	0.63	1.26	1.26
4	上大市ポンプ室	上大市2丁目4-2地先	H. 2. 3	汚水						100	2	0.7	1.4	1.4
5	門戸西ポンプ室	門戸西町1-29地先	H. 2. 3	汚水						100	2	0.47	0.94	0.94
6	高木東第1ポンプ室	高木東町8-3地先	H. 2. 4	汚水						100	2	0.35	0.7	0.7
7	青葉台第1ポンプ室	青葉台1丁目11-2	H. 2.10	汚水						100	2	1.7	3.4	3.4
8	青葉台第2ポンプ室	青葉台2丁目19-13	H. 2.10	汚水						100	2	0.64	1.28	1.28
9	青葉台第3ポンプ室	青葉台1丁目4	H. 2.10	汚水						100	2	0.38	0.76	0.76
10	リバーサイドポンプ室	名塩木之元18-10地先	H. 3. 4	汚水						100	2	0.47	0.94	0.94
11	木ノ元ポンプ室	名塩木之元8-3地先	H. 3. 4	汚水						100	2	0.47	0.94	0.94
12	下大市ポンプ室	下大市西町3-22地先	H. 3. 4	汚水						80	2	0.75	1.5	1.5
13	名塩第1ポンプ室	名塩2丁目1-1地先	H. 4. 1	汚水						100	2	0.47	0.94	0.94
14	上大市第2ポンプ室	上大市4丁目7地先	H. 4. 5	汚水						100	2	0.47	0.94	0.94
15	上大市第3ポンプ室	上大市5丁目8-9地先	H. 4. 5	汚水						80	2	0.47	0.94	0.94
16	段上ポンプ室	段上町8丁目1-40地先	H. 4. 5	汚水						100	2	0.47	0.94	0.94
17	上之町第2ポンプ室	上之町35-21地先	H. 4.10	汚水						80	2	0.98	1.96	1.96
18	上之町第1ポンプ室	上之町24-29地先	H. 5. 1	汚水						80	2	0.26	0.52	0.52
19	名塩第2ポンプ室	名塩1丁目16-2地先	H. 5. 4	汚水						100	2	0.47	0.94	0.94
20	名塩第3ポンプ室	名塩1丁目12-7地先	H. 5. 4	汚水						80	2	0.26	0.52	0.52
21	名塩第4ポンプ室	名塩2丁目10-6地先	H. 5. 4	汚水						80	2	0.25	0.5	0.5
22	堤第2ポンプ室	堤町1-31地先	H. 5. 4	汚水						80	2	0.47	0.94	0.94
23	大島ポンプ室	大島町9-1地先	H. 5. 4	汚水						80	2	0.39	0.78	0.78
24	堤第1ポンプ室	堤町4-1地先	H. 5. 4	汚水						80	2	0.42	0.84	0.84
25	名塩伏越第1ポンプ室	名塩3丁目1-19地先	H. 5. 7	汚水						80	1	0.948	0.948	0.948
26	樋ノ口第1ポンプ室	樋ノ口町2丁目20-30地先	H. 5. 9	汚水						100	2	0.57	1.14	1.14

NO.	名称	所在地	運転開始年月	汚水雨水種別	事業計画					現況設備				
					口径	台数	揚水量	能力 m <sup>3</sup> /分	能力計 m <sup>3</sup> /分	口径	台数	揚水量	能力 m <sup>3</sup> /分	能力計 m <sup>3</sup> /分
27	若山ポンプ室	若山町9-27地先	H. 5. 9	汚水	/	80	2	0.471	0.942	0.942				
28	上田市第4ポンプ室	上田市5丁目12-33地先	H. 5. 11	汚水		100	2	1.6	3.2	3.2				
29	名塩ガーデンポンプ室	名塩ガーデン8-20地先	H. 6. 1	汚水		100	2	0.47	0.94	0.94				
30	百合野第1ポンプ室	仁川百合野町3-34地先	H. 6. 6	汚水		80	2	0.26	0.52	0.52				
31	名塩茶園ポンプ室	名塩茶園町17-1地先	H. 6. 9	汚水		80	2	0.21	0.42	0.42				
32	生瀬第1ポンプ室	生瀬町1丁目地先	H. 31. 4	汚水		100	2	1.52	3.04	3.04				
33	樋ノ口第2ポンプ室	樋ノ口町1丁目2-2地先	H. 7. 5	汚水		100	2	0.47	0.94	0.94				
34	樋ノ口第3ポンプ室	樋ノ口町1丁目12-3地先	H. 7. 5	汚水		80	2	0.26	0.52	0.52				
35	生瀬東ポンプ室	生瀬東町37-3地先	H. 7. 7	汚水		80	2	0.26	0.52	0.52				
36	仁川第1ポンプ室	仁川6丁目11-28地先	H. 9. 4	汚水		65	2	0.26	0.52	0.52				
37	高木東第4ポンプ室	高木東町2地先	H. 10. 6	汚水		80	2	0.54	1.08	1.08				
38	高木東第5ポンプ室	高木東町10地先	H. 12. 2	汚水		80	2	0.4	0.8	0.8				
39	仁川第3ポンプ室	仁川6丁目15-12地先	H. 14. 4	汚水		50	2	0.07	0.14	0.14				

武庫川下流処理区 分流区域（雨水）

7箇所

NO.	名称	所在地	運転開始年月	汚水雨水種別	事業計画					現況設備				
					口径	台数	揚水量	能力 m <sup>3</sup> /分	能力計 m <sup>3</sup> /分	口径	台数	揚水量	能力 m <sup>3</sup> /分	能力計 m <sup>3</sup> /分
1	神呪伏越ポンプ室	松籟荘3-2地先	H. 7. 11	雨水	/	150	1	2	2	2				
2	大森伏越ポンプ室	大森町11-27地先	H. 10. 4	雨水		150	1	3.7	3.7	3.7				
3	高木東伏越ポンプ室	高木東町3-44地先	H. 13. 4	雨水		80	1	0.42	0.42	0.42				
4	段上3丁目伏越ポンプ室	段上3丁目13-13地先	H. 14. 4	雨水		80	1	0.2	0.2	0.2				
5	段上6丁目伏越ポンプ室	段上6丁目22地先	H. 14. 4	雨水		80	1	0.3	0.3	0.3				
6	伏原伏越ポンプ室	伏原町3-55地先	H. 16. 4	雨水		100	1	1	1	1				
7	日野ポンプ室（雨水）	日野町12-29地先	H. 20. 3	雨水		100	2	1.5	3	3				

2. 県から管理委託されている排水機場

3箇所

NO.	名称	所在地	運転開始年月	汚水雨水種別	事業計画					現況設備				
					口径	台数	揚水量	能力 m <sup>3</sup> /分	能力計 m <sup>3</sup> /分	口径	台数	揚水量	能力 m <sup>3</sup> /分	能力計 m <sup>3</sup> /分
1	東川排水機場	東浜町1-62	S. 42. 4	高潮	2,100	4	612	2,448	2,448	2,100	4	612	2,448	2,448
2	新川排水機場	今津巽町8-36	S. 42. 4	高潮	1,800	3	402	1,206	1,206	1,800	3	402	1,206	1,206
3	堀切川排水機場	大浜町2-41	S. 51. 4	高潮	1,000	3	140	420	420	1,000	2	140	280	280

### 第3節 浄化センター

下水は下水管や中継ポンプ場を経由し、浄化センターに集められる。浄化センターでは微生物の働きによって、下水を処理水と汚泥に分離する。処理水は、次亜塩素酸ソーダで滅菌して公共用水域に放流し、汚泥は脱水・焼却した後、埋立処分される。

枝川浄化センターは、昭和43年8月にし尿処理、昭和45年2月に下水処理を開始した。水処理棟屋上広場の無料開放、処理水の有効利用等の工夫を凝らしている。

鳴尾浜浄化センターは、昭和61年10月に下水処理を開始した。隣接する東部総合処理センターが閉鎖する平成9年5月までの間、蒸気の供給を受け、蒸気タービンにより曝気ブローワーを駆動していた。平成13年4月より枝川浄化センターからの遠隔監視による夜間無人運転としている。

甲子園浜浄化センターは、昭和63年9月に建設工事に着手し、平成3年3月31日に1/8系列の施設が完成、下水処理を開始した。平成11年3月に4/8系列の施設が完成し、平成16年3月には1/8系列相当を高度処理する礫間接触池が完成、平成17年4月より枝川浄化センターからの遠隔監視による夜間無人運転とし、令和2年3月に5/7系列の高度処理施設の増設工事が完成した。

汚泥は、平成13年度から兵庫東下水汚泥広域処理事業に参入して日本下水道事業団の兵庫東エースセンターに圧送し、脱水・焼却処理されている。また同エースセンターは、平成15年度から上記処理事業の地方移管により発足した、兵庫県を事業主体とする兵庫東流域下水汚泥処理事業において兵庫東スラッジセンターと名称変更され汚泥処理を行っている。

各浄化センターは、処理開始時に運転維持管理業務委託を行っていたが、平成25年4月から運転維持管理委託業務を薬品費用等を含んだ包括委託契約に変更している。

全体計画において、鳴尾浜浄化センターを廃止し、甲子園浜浄化センターと枝川浄化センターに統合することとしている。

#### 1. 浄化センター施設別処理能力

##### (1) 全体計画

処理区名	浄化センター名	処理能力 ( $\text{m}^3/\text{日}$ )	流入水質 ( $\text{mg}/\text{L}$ )		放流水質 ( $\text{mg}/\text{L}$ )	
		日最大	BOD	SS	BOD	SS
西宮処理区	枝川浄化センター	81,440	126	103	15	5
	甲子園浜浄化センター	170,000	225	170	15	5
武庫川上流処理区	武庫川上流浄化センター	117,000	160	170	15	-
武庫川下流処理区	武庫川下流浄化センター	374,800	140	130	15	-

##### (2) 現有能力

(令和4年4月1日現在)

処理区名	浄化センター名	処理能力 ( $\text{m}^3/\text{日}$ )※日最大
西宮処理区	枝川浄化センター	126,000
	鳴尾浜浄化センター	34,000
	甲子園浜浄化センター(5/7系列)	171,400 (内、高度処理 25,400)
武庫川上流処理区	武庫川上流浄化センター(6/8系列)	100,000
武庫川下流処理区	武庫川下流浄化センター(8/10系列)	357,000

2. 下水等処理実績（西宮処理区）

項目 月	下水処理量				高級処理量				簡易処理量			3W量
	合計 ①+②+③				合計 ①				合計 ②			③枝川
	(m³)	枝川	鳴尾浜	甲子園浜	(m³)	枝川	鳴尾浜	甲子園浜	(m³)	枝川	鳴尾浜	(m³)
3年 4月	5,161,670	1,497,800	633,930	3,029,940	4,901,070	1,289,520	581,610	3,029,940	260,220	207,900	52,320	380
5月	6,282,130	2,256,630	678,820	3,346,680	5,783,500	1,802,330	634,490	3,346,680	300,080	255,750	44,330	198,550
6月	5,426,510	1,701,020	681,290	3,044,200	5,250,570	1,528,610	677,760	3,044,200	109,650	106,120	3,530	66,290
7月	6,121,070	2,032,150	768,550	3,320,370	5,677,630	1,610,360	746,900	3,320,370	283,930	262,280	21,650	159,510
8月	6,611,530	2,336,170	845,880	3,429,480	5,833,100	1,604,670	798,950	3,429,480	417,510	370,580	46,930	360,920
9月	5,732,520	1,751,730	792,320	3,188,470	5,464,960	1,508,690	767,800	3,188,470	178,230	153,710	24,520	89,330
10月	4,937,720	1,382,340	560,320	2,995,060	4,848,990	1,294,990	558,940	2,995,060	61,800	60,420	1,380	26,930
11月	4,805,680	1,335,510	553,290	2,916,880	4,721,790	1,255,100	549,810	2,916,880	74,460	70,980	3,480	9,430
12月	5,033,190	1,311,930	570,290	3,150,970	4,945,190	1,232,970	561,250	3,150,970	68,150	59,110	9,040	19,850
4年 1月	4,570,160	1,165,180	519,350	2,885,630	4,545,190	1,140,210	519,350	2,885,630	18,980	18,980	0	5,990
2月	4,088,680	1,023,430	462,560	2,602,690	4,072,440	1,007,190	462,560	2,602,690	13,490	13,490	0	2,750
3月	4,833,500	1,394,460	532,560	2,906,480	4,720,500	1,282,280	531,740	2,906,480	111,220	110,400	820	1,780
3年度 年間値	63,604,360	19,188,350	7,599,160	36,816,850	60,764,930	16,556,920	7,391,160	36,816,850	1,897,720	1,689,720	208,000	941,710
2年度 年間値	63,275,260	22,775,930	7,274,840	33,224,490	60,433,510	20,205,600	7,003,420	33,224,490	1,839,310	1,567,890	271,420	1,002,440

注：3Wとは雨天時下水活性汚泥法（Wet Weather Wastewater Treatment Method）の略。

項目 月	高級処理量								生し尿 処理量 (m³)	送泥量 (m³/1%)	雨水放流量	
	日平均量				日最大量						合計 (m³)	日数 (日)
	(m³/日)	枝川	鳴尾浜	甲子園浜	(m³/日)	枝川	鳴尾浜	甲子園浜				
3年 4月	163,370	42,980	19,390	101,000	216,540	64,560	29,800	122,180	218	59,550	483,500	6
5月	186,570	58,140	20,470	107,960	228,310	64,170	25,160	138,980	165	63,948	492,500	5
6月	175,010	50,950	22,590	101,470	202,530	67,400	28,140	106,990	188	58,769	82,100	3
7月	183,150	51,950	24,090	107,110	235,190	64,160	28,750	142,280	168	58,598	304,000	4
8月	188,160	51,760	25,770	110,630	236,830	57,860	33,640	145,330	147	49,794	553,070	7
9月	182,160	50,290	25,590	106,280	221,560	61,480	30,960	129,120	229	48,641	151,000	4
10月	156,410	41,770	18,030	96,610	186,330	57,590	23,550	105,190	190	51,544	24,100	1
11月	157,400	41,840	18,330	97,230	195,160	64,420	23,950	106,790	165	56,081	119,800	3
12月	159,510	39,770	18,100	101,640	207,510	64,360	19,630	123,520	180	62,816	85,950	2
4年 1月	146,610	36,780	16,750	93,080	159,710	48,600	17,560	93,550	140	60,282	0	0
2月	145,440	35,970	16,520	92,950	168,260	52,420	15,100	100,740	175	59,532	0	0
3月	152,270	41,360	17,150	93,760	175,000	60,320	18,190	96,490	268	71,830	111,900	4
3年度 年間値	166,480	45,360	20,250	100,870	236,830	57,860	33,640	145,330	2,233	701,385	2,407,920	39
2年度 年間値	165,580	55,360	19,190	91,030	279,940	121,660	23,080	135,200	2,206	695,768	1,967,420	38

### 3. 水質試験結果

#### (1) 枝川浄化センター

令和3年度

項目			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間値	
流	pH	平均	7.2	7.2	7.2	7.1	7.1	7.2	7.2	7.2	7.2	7.0	7.0	7.2	7.2	
		最大	7.4	7.4	7.3	7.2	7.2	7.3	7.4	7.4	7.4	7.4	7.3	7.1	7.4	7.4
		最小	6.9	7.1	7.1	6.9	7.0	7.0	6.9	6.8	7.1	6.7	6.9	7.1	6.7	6.7
入	BOD (mg/L)	平均	84	75	61	54	47	61	76	82	90	110	100	100	78	
		最大	120	120	80	62	66	74	89	100	100	170	110	150	170	
		最小	65	47	50	49	20	47	61	68	65	87	100	75	20	
水	SS (mg/L)	平均	74	68	53	43	47	59	51	69	64	100	81	93	67	
		最大	150	140	85	54	75	76	68	89	82	220	92	190	220	
		最小	40	25	33	38	24	46	43	55	46	69	65	60	24	
放	pH	平均	6.7	6.8	6.8	6.8	6.7	6.8	6.8	6.8	6.7	6.7	6.7	6.8	6.8	
		最大	6.8	7.0	7.0	6.9	6.8	6.9	7.0	6.9	6.8	7.1	6.8	7.0	7.1	
		最小	6.6	6.7	6.6	6.7	6.5	6.7	6.7	6.8	6.7	6.6	6.6	6.6	6.5	
流	BOD (mg/L)	平均	1.6	1.2	1.5	1.3	<1.0	<1.0	1.0	1.6	<1.0	2.0	2.0	1.8	1.2	
		最大	2.2	1.7	2.8	2.1	1.8	1.2	1.8	1.9	1.4	2.8	3.7	3.3	3.7	
		最小	1.2	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	1.0	<1.0	1.3	1.2	<1.0	<1.0	
水	COD (mg/L)	平均	7.7	6.1	6.7	6.0	5.7	5.8	7.3	7.6	6.7	8.3	8.5	7.9	7.0	
		最大	9.5	6.4	7.7	6.2	6.4	6.6	8.0	8.8	7.5	8.8	9.2	9.8	9.8	
		最小	6.8	5.5	5.8	5.8	4.6	4.9	6.8	6.6	5.3	7.4	7.1	6.8	4.6	
水	SS (mg/L)	平均	2	1	2	<1	<1	<1	1	1	<1	1	<1	1	<1	
		最大	3	2	3	1	1	1	2	2	1	2	1	3	3	
		最小	1	<1	1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	
大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	平均	<30	<30	<30	<30	<30	<30	<30	<30	<30	<30	<30	<30	<30		
	最大	<30	<30	<30	60	<30	<30	<30	<30	40	<30	180	<30	<30	180	
	最小	<30	<30	<30	<30	<30	<30	<30	<30	<30	<30	<30	<30	<30		

注：BODはT-BODである

#### (2) 鳴尾浜浄化センター

令和3年度

項目			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間値
流	pH	平均	7.2	7.2	7.2	7.2	7.0	7.2	7.2	7.4	7.2	7.3	7.3	7.2	7.2
		最大	7.2	7.3	7.3	7.2	7.2	7.3	7.2	7.4	7.3	7.4	7.4	7.3	7.4
		最小	7.1	7.1	7.1	7.1	6.6	7.1	7.1	7.3	7.1	7.3	7.2	7.1	6.6
入	BOD (mg/L)	平均	110	89	81	76	87	100	96	120	170	120	130	140	110
		最大	130	95	96	79	110	120	100	150	210	150	170	170	210
		最小	91	78	71	73	71	85	89	97	100	76	110	110	71
水	SS (mg/L)	平均	120	92	90	97	88	100	89	99	110	93	99	110	99
		最大	160	130	98	100	110	160	100	110	130	120	110	180	180
		最小	89	70	78	94	72	84	75	87	77	79	93	94	70
放	pH	平均	6.9	6.9	6.9	6.9	7.0	7.1	7.0	7.0	7.0	6.8	6.9	6.9	6.9
		最大	7.0	7.0	7.1	7.0	7.1	7.1	7.0	7.0	7.0	7.2	7.0	7.0	7.2
		最小	6.8	6.8	6.8	6.9	6.9	7.0	6.9	6.9	6.9	6.6	6.8	6.9	6.6
流	BOD (mg/L)	平均	1.5	1.6	1.0	1.1	1.0	1.5	<1.0	1.2	<1.0	1.7	2.2	2.4	1.3
		最大	2.4	2.0	1.4	2.1	1.9	4.5	1.3	1.6	1.4	2.1	2.5	3.5	4.5
		最小	1.2	1.3	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	1.5	1.8	1.3	<1.0
水	COD (mg/L)	平均	7.5	6.8	6.6	6.9	7.2	8.9	7.3	7.8	7.5	8.0	8.5	8.3	7.6
		最大	8	7.3	7.2	7.4	8.8	12.0	7.9	9.1	8.6	8.5	10	9.6	12
		最小	7.0	6.3	5.7	6.3	5.9	7.9	6.7	7.0	6.2	7.1	7.0	7.4	5.7
水	SS (mg/L)	平均	1	2	<1	1	2	3	<1	1	<1	1	2	2	1
		最大	2	2	1	2	6	7	1	1	1	2	3	4	7
		最小	<1	1	<1	<1	1	1	<1	1	<1	1	<1	1	<1
大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	平均	<30	<30	<30	70	<30	<30	<30	<30	<30	<30	<30	<30	<30	
	最大	80	40	70	180	<30	<30	100	60	<30	<30	<30	<30	180	
	最小	<30	<30	<30	<30	<30	<30	<30	<30	<30	<30	<30	<30	<30	

注：BODはT-BODである



## (3) 甲子園浜浄化センター

令和3年度

項 目			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間値
流入水 (第1分水)	pH	平均	8.0	8.0	7.9	7.7	7.7	7.7	7.8	7.9	7.9	8.0	8.0	7.9	7.9
		最大	8.2	8.1	8.0	7.7	7.8	7.7	7.9	7.9	8.0	8.1	8.0	8.0	8.2
		最小	7.9	7.8	7.8	7.7	7.6	7.6	7.8	7.8	7.6	7.9	7.8	7.8	7.6
	BOD (mg/L)	平均	150	140	130	110	110	120	130	140	150	150	170	160	140
		最大	180	170	140	120	140	150	140	170	150	160	200	180	200
		最小	130	110	110	110	83	100	120	120	140	130	160	140	83
	SS (mg/L)	平均	150	150	140	150	120	130	130	150	150	150	160	190	150
		最大	180	210	170	180	160	140	140	220	160	180	210	200	220
		最小	140	130	120	130	110	110	120	120	140	130	140	170	110
流入水 (第2分水)	pH	平均	7.1	7.2	7.1	6.9	7.1	7.0	7.0	7.1	7.1	6.9	7.1	7.1	7.1
		最大	7.5	7.4	7.2	7.1	7.2	7.2	7.3	7.2	7.4	7.1	7.3	7.2	7.5
		最小	6.6	7.0	7.0	6.8	7.0	6.8	6.8	6.8	6.9	6.5	6.9	6.9	6.5
	BOD (mg/L)	平均	110	79	63	63	54	56	69	83	91	110	110	100	82
		最大	150	140	73	69	79	71	78	100	100	140	130	120	150
		最小	82	54	52	59	26	41	54	64	79	97	95	86	26
	SS (mg/L)	平均	83	81	62	59	53	51	57	79	68	110	89	100	74
		最大	200	170	75	70	100	94	69	100	90	180	110	140	200
		最小	51	37	47	48	37	34	44	67	54	65	71	68	34
放 流 水	pH	平均	6.8	6.7	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.7	6.8	6.8	6.7	6.8
		最大	7.0	6.8	6.9	6.8	7.0	6.9	6.9	6.9	6.8	7.2	6.8	6.9	7.2
		最小	6.7	6.6	6.6	6.8	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.6	6.7	6.6	6.6
	BOD (mg/L)	平均	1.7	1.9	1.3	1.3	<1.0	<1.0	1.6	1.6	1.4	2.2	2.5	2.9	1.5
		最大	2.3	3.1	1.8	1.7	1.6	1.4	2.5	1.9	1.6	3.0	2.9	4.0	4.0
		最小	1.3	1.3	1.0	1.0	<1.0	<1.0	1.1	1.2	1.0	1.6	2.2	2.2	<1.0
	COD (mg/L)	平均	7.9	7.6	7.4	7.4	7.0	7.4	7.9	8.3	8.2	8.5	9.2	9.6	8.0
		最大	8.4	8.3	7.9	7.8	7.6	8.0	8.4	8.8	8.4	9	10.0	10.0	10
		最小	7.5	6.8	6.9	7.1	6.0	6.9	7.3	7.9	7.6	7.9	8.0	9.2	6.0
SS (mg/L)	平均	2	1	1	<1	<1	<1	1	2	2	2	2	2	1	
	最大	4	2	2	1	1	1	3	3	2	3	3	3	4	
	最小	2	1	<1	<1	<1	<1	1	1	1	1	1	1	<1	
大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	平均	<30	<30	<30	<30	<30	<30	<30	<30	<30	<30	<30	<30	<30	
	最大	<30	<30	<30	<30	30	<30	<30	<30	<30	<30	<30	<30	30	
	最小	<30	<30	<30	<30	<30	<30	<30	<30	<30	<30	<30	<30	<30	

注：BODはT-BODである

## 4. 事業場排水の指導状況

## (1) 下水道法による水質規制の概要

規制の目的	規制の手段	根拠条文	下水排除基準	対象事業場
下水道施設の保護	除害施設の設置等	法第12条	市下水道条例第9条	排水区域内の事業場
放流水の水質確保	直罰規定による下水排除制限	法第12条の2	法施行令第9条の4第1項 市下水道条例第9条の2	処理区域内の特定事業場
	除害施設の設置等	法第12条の11	市下水道条例第9条の3	処理区域内の事業場

## (2) 事業場排水の指導状況

令和3年度

業 種	使用開始届対象事業場数		立 入 検 査 実 施 回 数	水 質 測 定 結 果 報 告 徴 収 回 数
	特 定 事 業 場 数	そ の 他 事 業 場 数		
飲料製造業	10 (5)	1 (0)	27	25
食品製造業	34 (14)	9 (2)	180	63
出版、印刷、同関連産業	4 (0)	1 (0)	-	1
化学工業	6 (4)	1 (0)	6	1
窯業、土石製品製造業	8 (1)	1 (0)	1	-
金属製品製造業	7 (4)	1 (0)	2	-
機械器具製造業	0 (0)	4 (0)	-	2
旅館業	7 (0)	0 (0)	-	-
洗濯業	39 (3)	0 (0)	8	-
写真現像業	10 (0)	2 (0)	-	-
学校、学術研究、検査業	7 (2)	2 (0)	4	4
病 院	3 (1)	16 (3)	1	5
そ の 他	84 (12)	88 (3)	51	28
小 計	219 (46)	126 (8)	-	-
合 計	345 (54)		280	129

注：( ) は除害施設設置事業場数

(3) 下水道への排除基準

(令和4年3月31日現在)

物質又は項目	基準値	特定事業場			非特定事業場	
		50m <sup>3</sup> /日以上	30m <sup>3</sup> /日以上 50m <sup>3</sup> /日未満	30m <sup>3</sup> /日未満	50m <sup>3</sup> /日以上	50m <sup>3</sup> /日未満
処理可能項目	カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L以下				
	シアン化合物	0.3*[0.7*] mg/L以下				
	有機燐化合物	0.3*[0.7*] mg/L以下				
	鉛及びその化合物	0.1 mg/L以下				
	六価クロム化合物	0.1*[0.35*] mg/L以下				
	砒素及びその化合物	0.05*[0.1*] mg/L以下				
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L以下				
	アルキル水銀化合物	検出されないこと				
	ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L以下				
	トリクロロエチレン	0.1 mg/L以下				
	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L以下				
	ジクロロメタン	0.2 mg/L以下				
	四塩化炭素	0.02 mg/L以下				
	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L以下				
	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L以下				
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L以下				
	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L以下				
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L以下				
	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L以下				
	チウラム	0.06 mg/L以下				
	シマジン	0.03 mg/L以下				
	チオベンカルブ	0.2 mg/L以下				
	ベンゼン	0.1 mg/L以下				
	セレン及びその化合物	0.1 mg/L以下				
	ホウ素及びその化合物	230 [10] mg/L以下				
	フッ素及びその化合物	15 [8] mg/L以下				
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L以下					
ダイオキシン類	10 pg-TEQ/L以下					
環境項目	フェノール含有量	5 mg/L以下				
	銅含有量	3 mg/L以下				
	亜鉛含有量	2 mg/L以下				
	溶解性鉄含有量	10 mg/L以下				
	溶解性マンガン含有量	10 mg/L以下				
	クロム含有量	2 mg/L以下				
処理可能項目	水素イオン濃度(pH)	5.0を超え9.0未満				
	生物化学的酸素要求量(BOD)	600mg/L未満	(注1)			
	浮遊物質(SS)		(注2)			
	ノルマルヘキサ ン抽出物質含有 量	5 mg/L以下				
動植物油脂類 含有量	30 mg/L以下					
施設損傷項目	温度	45℃未満				
	沃素消費量	220 mg/L以下				

- 備考 1 \*印は兵庫県の上乗せ条例による基準値であることを示します。  
 2 区域によって[ ]内数値の基準が適用されます。  
 3 [ ]内は、基準値を超える水質の下水の排出が禁止されており違反した場合直ちに処罰されます。(直罰基準)  
 4 [ ]内は、基準値に適合した下水を排除するよう除害施設を設置するなど必要な措置を講じなければなりません。(除害施設の設定基準)  
 5 [ ]内は、規制の適用を受けません。  
 (注1) 直罰基準において西宮処理区ではBOD 3000 mg/L未満、その他の処理区では600 mg/L未満です。  
 (注2) 直罰基準において西宮処理区ではSS 2000 mg/L未満、その他の処理区では600 mg/L未満です。

## 第4章 下水道の財政

### 第1節 下水道の財源

#### 1. 建設財源

##### (1) 財源のしくみ

###### ① 公共下水道建設事業

公共下水道建設事業は、補助対象事業と単独事業に区分され、単独事業は、更に、起債対象事業と起債の対象とならない事業に区分される。

建設費の財源は、国庫補助金、地方債、受益者負担金、一般財源等でまかなわれている。補助対象事業の国庫補助率は、事業の内容により、1/2、5.5/10等に区分される。起債の充当率は、従来、補助対象事業については90%で、単独事業の起債対象事業については95%であったが、平成18年度から、受益者負担金充当分を除き、原則100%となっている。

###### ② 流域下水道建設事業等

流域下水道の建設は県が行い、補助金も県が交付を受ける。平成28年度までは、建設財源のうち、補助金を控除した額の2分の1を県が、残り2分の1を流域下水道の関係各市が負担していたが、県の公営企業会計適用により、平成29年4月以降に着手する建設改良事業に係る資本費のうち、地方財政措置で使用料対象とされる臨時措置分を除く元利償還金の3割に相当する部分が、資本費分として、平成30年度より流域維持管理負担金として算定されることになった。

県が行う流域下水道建設事業も、補助対象事業、単独事業の起債対象事業、起債対象事業以外に区分される。本市の支出する負担金の財源は、地方債と一般財源であるが、地方債の充当率は、負担金の基になる事業の区分により、補助事業は60%、起債対象となる単独事業は90%である。起債充当残については、一般会計の繰出金によるものであるが、繰出に代えて、起債により措置される場合もあり、令和3年度はともに充当率100%となっている。

なお、平成15年度以降兵庫県が日本下水道事業団から承継した兵庫東流域下水汚泥処理事業については、起債借入についても県が行うこととなっている。そのため、各市は、各年の現年建設負担金のほか、県の起債償還のための負担金を、県の交付税措置分を控除して、支出することとなる。また、この事業については、公共下水道分と流域下水道分に区分され、流域下水道分については、平成28年度までは、県が2分の1の負担であったが、流域下水道建設事業と同じく、県の公営企業会計適用により、平成29年4月以降に着手する建設改良事業に係る資本費のうち、地方財政措置で使用料対象とされる臨時措置分を除く元利償還金の3割に相当する部分が、資本費分として、平成30年度より兵庫東流域汚泥処理維持管理負担金として算定されることになった。

## (2) 事業費及び財源の推移（流域下水道建設負担金を除く）

（単位：千円）

年度	事業費	財源				
		国庫補助金	地方債	受益者負担金	その他	一般財源
昭和25-平成5	192,717,843	57,074,493	102,559,056	1,932,192	11,302,342	19,849,760
6	14,373,766	4,367,550	7,595,100	145,776	1,366,431	898,909
7	9,082,707	3,105,720	4,675,200	29,012	1,157,502	115,273
8	14,330,084	4,045,740	8,789,000	215,722	837,753	441,869
9	11,295,222	2,477,260	7,549,000	110,206	918,697	240,059
10	7,889,715	2,372,810	4,798,100	84,099	548,815	85,891
11	7,541,856	2,884,410	3,845,200	103,674	668,085	40,487
12	3,923,899	1,895,650	1,595,600	48,369	260,305	123,975
13	1,951,779	1,027,850	668,100	27,109	83,927	144,793
14	2,619,445	964,300	1,333,200	5,889	128,995	187,061
15	2,268,320	806,400	943,500	5,874	284,125	228,421
16	1,905,830	899,560	757,600	9,326	18,875	220,469
17	1,921,552	1,000,960	665,100	9,151	14,713	231,628
18	5,691,495	2,779,410	2,706,800	6,845	10,798	187,642
	5,708,104	2,779,410	2,706,800	6,845	10,798	204,251
19	4,886,162	2,318,010	2,339,400	8,659	46,538	173,555
20	2,770,550	1,226,060	1,332,400	3,270	77,502	131,318
21	2,894,862	1,289,612	1,377,800	2,568	101,589	123,293
22	2,812,398	1,210,250	1,322,000	2,883	159,691	117,574
23	3,167,688	1,385,804	1,592,200	2,992	67,897	118,795
24	2,861,428	1,278,718	1,398,700	2,673	124,065	57,272
25	3,570,971	1,740,945	1,700,900	2,052	126,142	932
26	4,733,013	2,357,219	2,227,200	2,802	144,612	1,180
27	4,661,205	2,298,968	2,203,000	2,352	155,521	1,364
28	5,442,098	2,697,548	2,546,500	1,313	194,842	1,895
29	5,068,904	2,369,943	2,508,400	3,087	185,296	2,178
30	5,594,570	2,691,774	2,706,300	2,079	191,867	2,550
令和元	7,820,333	3,863,769	3,744,000	2,452	207,668	2,444
2	6,546,822	3,121,932	3,197,600	1,647	223,273	2,370
3	6,648,747	3,084,464	3,309,700	2,556	249,915	2,112
合計	347,009,873	118,637,129	181,986,656	2,776,629	19,857,781	23,751,678

注1：平成18年度上段は打切決算、下段は実質決算。合計は、実質決算を使用。

注2：平成2年度以降は税込み。

## 2. 管理運営財源

### (1) 財源のしくみ

管理運営費の財源は、利用者からの下水道使用料と一般財源等でまかなわれている。

管理運営費のうち、雨水排除に必要な経費は全額公費負担（一般会計繰入）とし、汚水処理に係る経費は原則として私費負担（下水道使用料）としている。

しかし、本市では資本費の負担が大変大きいこともあり、水質規制費、水洗便所等普及費、不明水処理費、高度処理費、臨時財政特例債等元金利子など、総務省通知により公費負担とされているもの以外に、福祉的施策及び環境保全に係る経費について公費負担とするなど、独自の措置を行っている。

### (2) 管理運営費の推移

(単位：千円)

年度	管理運営費	左の内訳（Ⅰ）		左の内訳（Ⅱ）			下水道使用料
		維持管理費	資本費	汚水処理費	雨水処理費	その他	
平成11	12,754,660	4,012,179	8,742,481	8,535,456	2,687,908	1,531,296	5,637,065
12	12,986,333	3,835,181	9,151,152	8,737,048	2,769,324	1,479,961	5,882,322
13	14,095,665	4,740,142	9,355,523	9,765,347	2,857,336	1,472,982	6,013,808
14	14,119,603	4,583,941	9,535,662	9,727,107	2,823,305	1,569,191	5,997,910
15	13,011,806	3,383,464	9,628,342	8,650,291	2,766,143	1,595,372	5,897,657
16	13,144,462	3,488,489	9,655,973	8,820,410	2,716,652	1,607,400	5,945,631
17	13,228,665	3,380,199	9,848,466	8,890,395	2,760,309	1,577,961	5,981,173
18	11,855,364	3,215,495	8,639,869	8,055,647	2,559,396	1,240,321	5,514,110
	12,805,963	3,382,736	9,423,227	8,749,324	2,806,695	1,249,944	6,066,615
19	11,075,362	3,125,197	7,950,165	7,325,793	2,973,782	775,787	5,831,547
20	10,821,270	3,135,486	7,685,784	6,327,492	2,880,531	1,613,247	5,733,421
21	10,395,584	2,934,402	7,461,182	6,118,691	2,766,665	1,510,228	5,761,378
22	10,045,270	2,891,538	7,153,732	5,918,565	2,656,146	1,470,559	5,887,946
23	9,483,014	2,853,215	6,629,799	5,556,868	2,547,254	1,378,892	5,746,976
24	9,276,060	3,039,459	6,236,601	5,541,847	2,481,569	1,252,644	5,649,875
25	9,076,841	3,196,812	5,880,029	5,462,820	2,435,291	1,178,730	5,544,865
26	11,056,479	3,176,298	7,880,181	5,366,732	2,370,565	3,319,182	5,468,038
27	11,210,097	3,377,691	7,832,406	5,543,245	2,404,468	3,262,384	5,489,579
28	10,832,695	3,309,522	7,523,173	5,238,660	2,363,564	3,230,471	5,483,034
29	10,889,862	3,376,404	7,513,458	5,256,562	2,379,053	3,254,247	5,451,198
30	10,847,042	3,523,609	7,323,433	5,222,370	2,397,988	3,226,684	5,429,252
令和元	10,764,046	3,445,513	7,318,533	5,023,943	2,414,246	3,325,857	5,371,975
2	11,067,688	3,506,870	7,560,818	5,053,586	2,392,131	3,621,971	5,312,877
3	11,297,159	3,542,300	7,754,859	5,048,212	2,421,739	3,827,208	5,237,737

(資料：決算統計)

注1：平成18年度上段は打切決算、下段は実質決算。

注2：平成19年度から企業会計移行のため、19年度以降は税抜き（18年度以前は税込み）。資本費は、19年度以降は減価償却費、資産減耗費及び利息（18年度以前は償還元金及び利息）。

## 第2節 下水道使用料

下水道使用料は、西宮市下水道条例に基づき、昭和35年から徴収している。

### 1. 使用料徴収開始日

合流式 下水道法第9条の規定による供用を開始すべき日から6ヶ月後より。

分流式 下水道法第9条の規定による供用を開始すべき日以後において、排水設備を設置した後より。

### 2. 汚水排出量の認定

西宮市下水道条例第28条の規定により、上水の使用水量を汚水排出量とみなし、認定している。ただし、製氷業、醸造業、清涼飲料水製造業その他上水の使用水量と汚水排出量とが著しく異なる場合は、使用者の申告に基づいて認定している。

### 3. 使用料の徴収方法

水道水にかかる下水道使用料については、水道事業に徴収・収納を委託している。ただし、委託徴収になじまないものについては、下水道事業で直接徴収している。徴収方法は、口座振替と納付制を採用している。

### 4. 工事中排水

大規模な土木工事、建築工事において、地下水の汲み上げを行い、公共下水道に放流する場合には下水道使用料を徴収している。放流量の認定はノッチタンクの観測報告書または設置ポンプの能力により行っている。

### 5. 使用料の減免

西宮市下水道条例第32条の規定に基づいて、申請により、次のとおり減免している。

- (1) 住民基本台帳法に基づき、本市の住民基本台帳に記録され、かつ、次に掲げるいずれかに該当する者が属している世帯の場合……1戸1月につき726円を上限とした額に消費税相当額を加算した額
  - ア. 身体障害者手帳1・2級を持つ者
  - イ. 療育手帳Aを持つ者
  - ウ. 身体障害者手帳3級と療育手帳B1の両方を持つ者
  - エ. 家族介護慰労金を受給している者
  - オ. 精神障害者保健福祉手帳1級（有効期限が切れていない）を持つ者
- (2) その他上下水道事業管理者が特別の理由があると認める場合……その都度上下水道事業管理者が定める額

## 6. 使用料体系

### (1) 下水道使用料表

注: 下記で算定した使用料に消費税が加算されます。

下水道使用料1ヶ月につき

(平成28年8月1日改定)

基本額 (1ヶ月につき)	汚水の種類	使用料
		円
	公衆浴場汚水	263
	その他の汚水	626

従量額 (1m <sup>3</sup> につき)	汚水の種類	排出量	使用料
			円
従量額 (1m <sup>3</sup> につき)	公衆浴場汚水	10m <sup>3</sup> までの分	10
		10m <sup>3</sup> を超える分	45
	一般用	10m <sup>3</sup> までの分	10
		10m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> までの分	89
		30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> までの分	99
		50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> までの分	110
		100m <sup>3</sup> を超え200m <sup>3</sup> までの分	115
		200m <sup>3</sup> を超え600m <sup>3</sup> までの分	132
		600m <sup>3</sup> を超え1,000m <sup>3</sup> までの分	153
		1,000m <sup>3</sup> を超え5,000m <sup>3</sup> までの分	179
		5,000m <sup>3</sup> を超え10,000m <sup>3</sup> までの分	200
		10,000m <sup>3</sup> を超える分	215

(6水0質0加m <sup>3</sup> 算超使用/月料)	項目	水質濃度	使用料(排出量1戸1月当たり1m <sup>3</sup> まで毎に)
		汚水1L中の5日間の生物化学的酸素要求量(BOD)	200mg/L超
	汚水1L中の浮遊物質質量(SS)	200mg/L超	16円 【ただし、300mg/Lを超える場合は、100mg/Lまでを増すごとに16円加算】

<計算例> その他の汚水、1ヶ月25m<sup>3</sup>ご使用の場合

	水量	単価	数量		
基本額		626			626 円
従量額	0m <sup>3</sup> ~10m <sup>3</sup>	10	× 10	=	100 円
〃	11m <sup>3</sup> ~30m <sup>3</sup>	89	× 15	=	1,335 円
			小計		2,061 円
	消費税相当分10%				206 円
			合計		<u>2,267 円</u>

(2) 使用料改定の変遷

(単位…水量:m<sup>3</sup> 水質濃度:mg/L 料金、使用料:円)

実施年月	昭和35年 4月	昭和35年 8月	昭和45年 3月	昭和49年 4月	実施年月	昭和51年 4月	
	料金	水量 料金	水量 料金	水量 料金		水量	使用料
公衆浴場・ 共用污水	水道使用 料金の30%	1 2	1 2 (排水区域)	1 2 (排水区域)	公衆浴場・ 共用污水	基本	~ 10 80
			1 8 (処理区域)	1 8 (処理区域)		加算	1 10
学校・ 社会福祉 施設		1 3	1 3 (排水区域)	1 3 (排水区域)	その他	基本	~ 10 120
			1 12 (処理区域)	1 12 (処理区域)			11 ~ 30 18
その他		1 3	1 3 (排水区域)	1 3 (排水区域)	加算	31 ~ 100 20	
			1 12 (処理区域)	1 12 (処理区域)		101 ~ 500 25	
			1 6 (水量加算 料金)	501 ~ 1,000 30			
			1,001 ~ 40				
水質加算 使用料		水質 濃度 使用料	水質 濃度 使用料	水質 濃度 使用料	水質 濃度 使用料	水質加算 使用料	水質 濃度 使用料
BOD ・ SS  (両項目 200mg/L超)		-	-	-	201~ 2 300  301~ 6 600	BOD ・ SS  (両項目 200mg/L超)	201~300 5 301~400 10 401~500 15 501~600 20 601~ 180円以内 (1m <sup>3</sup> につき)
備考	・下水道使 用料徴収開 始	・使用水量 単価制に改 正し、排水区 域料金として 徴収開始	・終末処理 場の供用開 始に伴い、 「排水区域 料金」と「処 理区域料 金」に分けて 徴収開始	・特定排水 (月1,001m <sup>3</sup> 以上)に水量 水質加算料 金制を導入 (「水量加算 料金」につい ては公衆浴 場・共用汚 水・学校・社 会福祉施設 は除く)	備考	・累進制を採用 ・特定排水に係る水量 加算料金を廃止 ・平均改定率71.6% ・月1,000m <sup>3</sup> を超える排 水を「特定排水」とする ・月1,000m <sup>3</sup> を超える学 校、病院、診療所、社会 福祉施設については、 1,001m <sup>3</sup> 以上は1m <sup>3</sup> につ き10円減額	

注:表の数値は全て1ヶ月のもの。



(単位…水量: m<sup>3</sup> 水質濃度: mg/L 使用料: 円)

用途・ 使用水量(基本・加算)		実施年月		昭和55年 4月		昭和56年 4月		昭和57年 4月	
				使用料		使用料		使用料	
公衆浴場・ 共用汚水	基本	～	10	100		100		100	
	加算		1	12		12		12	
その他	基本	～	10	140		160		180	
	加算	11	～ 20	18		21		25	
		21	～ 30	20		25		30	
		31	～ 50	25		30		35	
		51	～ 100	30		35		40	
		101	～ 600	35		40		45	
		601	～ 1,000	40		50		60	
		1,001	～ 5,000	55		65		75	
5,001	～ 10,000	70		80		90			
	10,001	～	85		95		105		
水質加算使用料 (両項目 200mg/L超)	水質 濃度		使用料		使用料		使用料		
			BOD	SS	BOD	SS	BOD	SS	
	201	～ 300	7	10	7	10	7	10	
	301	～ 400	14	20	14	20	14	20	
	401	～ 500	21	30	21	30	21	30	
501	～ 600	28	40	28	40	28	40		
601	～	1m <sup>3</sup> につき 360円以内		1m <sup>3</sup> につき 360円以内		1m <sup>3</sup> につき 360円以内			
備考				<ul style="list-style-type: none"> <li>・平均改定率45%</li> <li>・特定排水を「月600m<sup>3</sup>を超えるもの」とする</li> <li>・月600m<sup>3</sup>を超える学校、病院、診療所、社会福祉施設については、601m<sup>3</sup>以上は1m<sup>3</sup>につき10円減額</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・平均改定率68%</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・平均改定率91%</li> </ul>	

注:表の数値は全て1ヶ月のもの。

(単位…水量:m<sup>3</sup> 水質濃度:mg/L 使用料:円(税抜き))

用途・ 使用水量(基本・加算)			実施年月		昭和58年 8月	昭和61年 4月	昭和62年 4月	昭和63年 4月			
					使用料	使用料	使用料	使用料			
公衆浴場・ 共用污水	基本	～ 10			150	205	230	255			
	加算				17	25	30	30			
その他	加算	～ 10			260	410	460	510			
		11 ～ 30			35	50	55	60			
		31 ～ 50			40	65	65	65			
		51 ～ 100			45	75	75	75			
		101 ～ 200			50	80	80	80			
		201 ～ 600			60	85	85	85			
		601 ～ 1,000			75	100	100	100			
		1,001 ～ 5,000			90	115	115	115			
		5,001 ～ 10,000			105	130	130	130			
10,001 ～			125	150	150	150					
水質加算使用料 (両項目 200mg/L超)		水質濃度		使用料		使用料		使用料			
				BOD	SS	BOD	SS	BOD	SS	BOD	SS
		201	～ 300	9	15	13	16	13	16	13	16
		301	～ 400	18	30	26	32	26	32	26	32
		401	～ 500	27	45	39	48	39	48	39	48
		501	～ 600	36	60	52	64	52	64	52	64
601	～	1m <sup>3</sup> につき 480円の範囲内		1m <sup>3</sup> につき 580円の範囲内		1m <sup>3</sup> につき 580円の範囲内		1m <sup>3</sup> につき 580円の範囲内			
備考					<ul style="list-style-type: none"> <li>平均改定率 25.5%</li> <li>特定排水を「月200m<sup>3</sup>を超えるもの」とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>月200m<sup>3</sup>以下の水量に対して、資本費の2分の1を算入</li> <li>平均改定率 45.3%(昭和63年4月改定まで含んだ平均改定率)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>月30m<sup>3</sup>以下の水量に対して、資本費の4分の1を算入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>月30m<sup>3</sup>以下の水量に対して、資本費の4分の1.5を算入</li> </ul>			

注:表の数値は全て1ヶ月のもの。

(単位…水量: m<sup>3</sup> 水質濃度: mg/L 使用料: 円(税抜き))

用途・ 使用水量(基本・加算)			実施年月		平成元年 6月	平成4年 4月	平成8年 4月	平成12年 4月		
					使用料	使用料	使用料	使用料		
公衆浴場・ 共用污水	基本	～ 10			275	305	350	363		
	加算	1			35	40	45	45		
その他	基本	～ 10			555	610	695	726		
		11 ～ 30			65	75	85	89		
		31 ～ 50			70	80	95	99		
		51 ～ 100			80	90	105	110		
	加算	101 ～ 200			85	95	110	115		
		201 ～ 600			95	110	125	132		
		601 ～ 1,000			110	125	145	153		
		1,001 ～ 5,000			125	145	170	179		
	5,001 ～ 10,000			140	160	190	200			
	10,001 ～			155	175	205	215			
水質加算使用料 (両項目 200mg/L超)	水質 濃度			使用料		使用料		使用料		
				BOD	SS	BOD	SS	BOD	SS	BOD
		201 ～ 300	13	17	11	19	14	16	14	16
		301 ～ 400	26	34	22	38	28	32	28	32
		401 ～ 500	39	51	33	57	42	48	42	48
	501 ～ 600	52	68	44	76	56	64	56	64	
	601 ～	1m <sup>3</sup> につき 600円の範囲内		1m <sup>3</sup> につき 600円の範囲内		1m <sup>3</sup> につき 600円の範囲内		1m <sup>3</sup> につき 600円の範囲内		
備考					・月200m <sup>3</sup> 以下の 水量に対して、資 本費の2分の1を 算入	・月200m <sup>3</sup> 以下の 水量に対して、資 本費の2分の1を 算入	・月200m <sup>3</sup> 以下の 水量に対して、資 本費の2分の1を 算入	・月200m <sup>3</sup> 以下の 水量に対して、資 本費の56%を算入	・平均改定率4.8%	
					・平均改定率7.9%	・平均改定率 13.4%	・平均改定率 15.2%	・事業場の排出す る水質の規制緩 和により、西宮処 理区の水質濃度 上限をBODは 3,000mg/Lに、SS は2,000mg/Lに変 更(平成16.4)		
								・月200m <sup>3</sup> を超 える学校・病院・診 療所・社会福祉施 設について200m <sup>3</sup> を超える1m <sup>3</sup> あた り10円の減額を廃 止(平成25.4)		

注:表の数値は全て1ヶ月のもの。

(単位…水量:m<sup>3</sup> 水質濃度:mg/L 使用料:円(税抜き))

用途・ 使用水量(基本・加算)		実施年月		平成28年 8月	
				使用料	
公衆浴場	基本			263	
	加算	1 ~	10	10	
		10 ~			45
その他	基本			626	
	加算	1 ~	10	10	
		11 ~	30	89	
		31 ~	50	99	
		51 ~	100	110	
		101 ~	200	115	
		201 ~	600	132	
		601 ~	1,000	153	
		1,001 ~	5,000	179	
		5,001 ~	10,000	200	
10,001 ~				215	
水質加算使用料 (両項目 200mg/L超)	水質 濃度		使用料		
			BOD	SS	
	201 ~	300	14	16	
	301 ~	400	28	32	
	401 ~	500	42	48	
	501 ~	600	56	64	
601 ~			1m <sup>3</sup> につき 600円の範囲内		
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本水量制度を廃止</li> <li>・共用污水区分の廃止</li> <li>・日割計算制度を導入(平成29.10)</li> </ul>				

注:表の数値は全て1ヶ月のもの。

## 7. 年度別下水道使用料収入実績と有収水量

### (1) 収入実績

(税込み)

年度	調定額		収入額		収入率
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	(%)
平成24	1,170,356	5,932,368,718	951,671	4,905,364,942	82.69
25	1,182,196	5,822,107,790	961,944	4,766,860,429	81.88
26	1,193,882	5,879,952,911	973,056	4,768,516,489	81.10
27	1,205,110	5,928,744,359	982,228	4,802,518,754	81.00
28	1,214,279	5,921,675,948	989,554	4,823,086,366	81.45
29	1,224,547	5,887,292,999	999,336	4,780,278,647	81.20
30	1,234,342	5,863,589,535	1,009,102	4,755,603,527	81.10
令和元	1,243,470	5,837,727,748	1,017,452	4,733,845,517	81.09
2	1,253,585	5,844,163,909	1,024,939	4,730,018,064	80.94
3	1,268,706	5,761,509,278	1,038,699	4,685,626,343	81.33
4(予算)		5,798,471,000			

### (2) 有収水量

年度	西宮処理区		武庫川下流処理区		武庫川上流処理区		計	
	水量	有収率	水量	有収率	水量	有収率	水量	有収率
	(m <sup>3</sup> )	(%)	(m <sup>3</sup> )	(%)	(m <sup>3</sup> )	(%)	(m <sup>3</sup> )	(%)
平成24	43,885,110	73.3	9,125,286	82.2	2,168,098	89.6	55,178,494	75.2
25	43,182,900	72.8	9,107,075	80.9	2,155,744	93.1	54,445,719	74.7
26	42,557,335	72.9	9,100,990	81.2	2,119,254	92.2	53,777,579	74.8
27	42,563,985	70.1	9,101,159	78.5	2,094,447	89.1	53,759,591	72.0
28	42,694,570	72.3	9,150,360	81.7	2,079,827	91.6	53,924,757	74.4
29	42,617,137	72.3	9,118,517	83.2	2,060,424	90.9	53,796,078	74.6
30	42,318,508	70.2	9,060,013	80.7	2,030,695	88.4	53,409,216	72.3
令和元	42,019,484	72.4	9,097,734	84.2	1,998,124	91.0	53,115,342	74.8
2	42,450,442	70.2	9,364,448	81.5	2,008,558	89.1	53,823,448	72.6
3	41,842,611	68.9	9,276,117	85.4	1,976,112	89.1	53,094,840	71.9

### 第3節 下水道占用料

公共下水道の排水施設の機能を維持するため、その保全に影響をおよぼすおそれのある行為について制限を行い、占有者から占用料を徴収している。

#### 1. 公共下水道制限行為、占用許可等許可件数

(単位:件)

種別	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
制限行為・占用許可	8	16	25	30	35
通路橋	4	4	5	4	9
ガス・水道管	0	1	6	7	7
その他	4	11	14	19	19
権利譲渡	3	4	3	7	7
廃止届	0	0	9	1	4
工事・維持承認申請	16	22	48	44	54
軽微行為届出	0	0	0	0	0

#### 2. 下水道占用料収入状況

種別	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	(予算) 4年度
収入件数(件)	29	28	30	31	35	—
収入金額(円)	867,948	878,096	933,338	1,066,968	1,040,924	1,036,564

#### 3. 不正使用取締

下水道条例違反や許可条件違反が判明した場合には、許可手続の申請指導、撤去指導等不正使用取締を行っている。

## 第4節 受益者負担金

### 1. 沿革と省令・条例

昭和36年、第1次下水道財政研究委員会で行った公共下水道の財源に関する研究報告で「建設事業財源のうち、その3分の1は国が、その3分の1から5分の1は受益者負担金の形において受益者が、その余りは市町村が負担するのが適当である。」との提言がなされた。また、昭和40年10月には、建設省都市局長通達で「負担金制度を採用する都市に対しては国費の補助及び起債の許可を優先的に考慮する」という方針が出された。

これを受けて本市でも、建設省により昭和43年8月20日、西宮都市計画下水道事業受益者負担に関する省令が公布、施行された。その後、昭和44年の新都市計画法の施行に伴い昭和47年7月18日、現在の西宮市都市計画下水道事業受益者負担金条例が公布、施行された。

### 2. 単位負担金額

1 m<sup>2</sup>あたり108円

(省令制定当初、事業費の5分の1を排水区域の面積で除して得た金額。

昭和56年の条例改正で負担区制を廃止し、1m<sup>2</sup>あたり108円と条例に明記した。)

### 3. 賦課対象区域の公告

3年以内に事業を完成する区域で、その事業に着手する年度当初

### 4. 徴収年限及び納期

3年 11回

納期 1期5月、2期9月、3期11月、4期3月(ただし、初年度のみ1期分を2期分に合算)

### 5. 前納報奨金制度

納付額の1,000分の6(納付額が20万円以上のときは、その超える分について1,000分の3)に前納月数を乗じて得た額。(各納期分に10円未満の端数があるとき、又、報奨金の金額が50円未満のときは切捨てる。)

### 6. 徴収猶予

農地	負担金の3分の2に相当する額を農地として使用収益している期間
児童遊園	負担金の全額を児童遊園として使用している期間
災害及び火災	納期限までに納付が困難な負担金につき2年以内で上下水道事業管理者が定める期間
生活保護を受けている者	本市住民で生活保護法第11条第1項第2号から第7号までの保護を受けている場合2年以内で上下水道事業管理者が定める期間、その期間かかる負担金
その他特に必要がある場合	上下水道事業管理者が定める期間及び額

その他特に必要がある場合の徴収猶予

徴収猶予対象	徴収猶予期間	徴収猶予額(率)
1. 現況が山林、原野または雑種地(山林、原野に準ずるもので特に徴収を猶予する必要があると認められる雑種地に限る。)である土地の場合	宅地化されるまでの期間	負担金額の3分の2
2. 生産緑地法第2条第3号に規定する生産緑地	生産緑地である期間	負担金額の全額
3. 盗難にあったため負担金を納付することが困難であると認められる場合	盗難発生の日から2年以内	徴収猶予期間中に到来する納期に納付すべき負担金額
4. 病気または負傷したため負担金を納付することが困難であると認められる場合	事実発生の日から2年以内	徴収猶予期間中に到来する納期に納付すべき負担金額
5. 失業、事業の休廃止等のため負担金を納付することが困難であると認められる場合	事実発生の日から2年以内	徴収猶予期間中に到来する納期に納付すべき負担金額
6. その他、その実情により特に徴収を猶予する必要があると認められる場合	上下水道事業管理者が定める期間	上下水道事業管理者が定める額(率)

## 7. 減 免

減免の対象となる土地	減免率
公共施設用地(都市計画法第4条第14項)	100パーセント
公立学校用地	75パーセント
公立社会福祉施設用地	75パーセント
一般庁舎用地	50パーセント
図書館、市民会館、公民館、体育施設及びこれらに準ずる施設の用地	50パーセント
公立病院用地	25パーセント
企業用財産となっている土地	25パーセント
有料の国家公務員宿舎用地	25パーセント
上下水道事業管理者が公共性があると認めた、公道に準ずる私道路敷及び公水路、溜池に準ずる私水路、溜池敷	100パーセント
墓地	100パーセント
社会福祉法第2条に規定する事業で、同法第22条に規定する社会福祉法人が経営する施設にかかる土地(管理者または職員が住居に使用する敷地を除く。)	75パーセント
学校教育法第1条に規定する学校で、私立学校法第3条に規定する学校法人が設置するもので教育の目的に使用している土地(管理者または職員が住居に使用する敷地を除く。)	75パーセント
宗教法人法第4条第2項に規定する宗教法人が、同法第2条に規定する目的のため使用する土地並びにこれに類する土地(宗教法人がその本来の目的に使用しない土地を除く。)	75パーセント



消防団が所有または使用する消防用備品等の格納にかかる土地	50パーセント
自治会等が所有または使用する集会所の敷地ならびにこれに類する敷地	50パーセント
民有鉄道軌道用地	25パーセント
特別高圧線鉄塔用地	25パーセント
その他、土地の状況に応じ、特に負担金を減免する必要があると認める土地	上下水道事業管理者が定める率

免除の対象となる者	免除額
本市住民で、生活保護法第11条第1項第1号に規定する生活扶助を受けている者	扶助を受けている期間に到来した納期限に納付すべき負担金相当額

## 8. 延滞金

年14.5%(計算の基礎となる負担金の額に1,000円未満の端数金額があるとき、または負担金の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額または全額を切捨てる。延滞金の額に10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を、またその延滞金の額が100円未満であるときはその額を切捨てる。)

## 9. 徴収実績

(単位：円)

徴収年度	徴収済額
平成28年度まで	2,762,389,911
29	3,013,785
30	2,130,367
令和元	2,498,329
2	1,709,896
3	2,646,221
合計	2,774,388,509

## 第5節 水洗便所の普及奨励

### 1. 水洗便所等改造資金助成・貸付制度

種類		助 成 金	貸 付 金
項目			
対 象		既設のくみ取便所(し尿浄化槽による水洗便所を含む。)を水洗便所に改造する工事及びそれに関連するその他の排水設備の新設。	助成金に同じ。
受給資格		① 処理区域内の建物の所有者、または、改造について所有者の同意を得た使用者。 ② 区分所有になる建物の管理組合等。 ③ 下水道受益者負担金を滞納していないこと。 ④ 改造工事は、本市の指定業者に施工させなければならない。	① 助成金に同じ。 ② // ③ // ④ // ⑤ 貸付金の償還が確実であること。 ⑥ 償還について確実な独立の生計を営む連帯保証人のあること。
金 額		① くみ取便所の改造1件につき5,000円。 ② し尿浄化槽による水洗便所の改造規模に応じ5,000円～150,000円。	改造便所1カ所につき404,000円以内。
貸付条件	利子		無利子。
	償還方法		貸付金交付の月の翌月から36カ月以内の元金均等分割方法による月賦償還。
	延滞金		滞納金額につき年14.6%の割合で計算した金額。

### 2. 助成金の増額 (西宮市水洗便所等改造資金助成条例施行規程 平成26年4月1日公布)

増額ができる場合	① 上下水道事業管理者が、水洗便所等改造工事を行う家屋の敷地の形状その他の理由により、汚水を排水するためのポンプ施設の設置を必要と認める場合。 ② 生活保護法第11条第1項第1号の生活扶助を受けている者が所有する家屋の水洗便所等改造工事を行う場合。
増額する額	① 上記①に該当する場合 ポンプ施設の設置工事に要する費用のうちポンプ設備、汚水槽及び制御盤に係る費用の額 (その額が300,000円を超えるときは、300,000円) ② 上記②に該当する場合 水洗便所の改造工事に要する費用の額 (ポンプ施設の設置が必要と認められる場合は、設置工事に係る一切の工事費用を含む。) から、上記1の表に記載する助成金の額を控除した額。

水洗便所改造助成・貸付実績表

区分 年度	助 成 金			貸 付 金		
	申請者数(人)	槽数(基)	金 額(円)	申請者数(人)	便所数(基)	金 額(円)
平成29	4	4 (0)	30,000 (0)	1	1	404,000
30	5	5 (0)	25,000 (0)	3	4	1,555,000
令和元	2	2 (0)	10,000 (0)	0	0	0
2	3	3 (0)	15,000 (0)	0	0	0
3	4	4 (0)	40,000 (0)	0	0	0

注：( )内は、低地ポンプ助成分で内数。

### 3. 排水設備工事指定業者

排水設備（注）の工事は、西宮市の指定業者でなければ行ってはならない。

（西宮市下水道条例第19条）

（注）「排水設備」 その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設（下水道法第10条）

指定業者の指定の基準 （条例第21条）	(1) 各営業所に第24条の5第1項の登録を受けた同項の責任技術者が1名以上専属している者であること。 (2) 排水設備工事の施行に必要な設備及び器材を有していること。 (3) 兵庫県内に営業所がある者であること。 (4) 次のいずれにも該当しない者であること。 ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 イ 第24条の4の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者 ウ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 エ 精神の機能の障害により排水設備工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 オ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの
------------------------	--

<p>指定業者の責務及び遵守事項 (条例第23条)</p>	<p>指定業者は、法その他の法令並びにこの条例及びこの条例に基づき上下水道事業管理者が別に定めるもの（以下「関係法令」という。）に従い、誠実に排水設備工事を施行しなければならない。</p> <p>2 指定業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 正当な理由なく工事の申込みを拒絶しないこと。</p> <p>(2) 工事の請負価格を適正なものとする事。</p> <p>(3) 工事の請負契約の締結に当たって、工事金額、工事期間その他必要事項を記載した書面を相手方に交付すること。</p> <p>(4) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わないこと。</p> <p>(5) 指定業者としての自己の名義等を他者に使用させないこと。</p> <p>(6) 工事の設計及び施行に当たっては、第24条の5第1項の登録を受けた同項の責任技術者の監理の下に行うこと。</p> <p>(7) その他排水設備工事の適正な施行のため管理者が指示する事項</p>															
<p>指定及び更新 手続</p>	<p>(1) 指定業者の指定を受けようとする者は、排水設備工事指定業者指定申請書を上下水道事業管理者に提出しなければならない。（西宮市排水設備指定業者等に関する規程（以下「規程」という。）第2条第1項）</p> <p>(2) 指定の有効期限 指定を受けた日から5年（条例第24条）</p> <p>(3) 手数料 10,000円（条例第24条の11第1項1号）</p> <p>(4) 更新の場合は有効期間満了の1月前の日までに申請。手続は新規指定と同じ。（条例第24条の2、規程第4条第1項）</p>															
<p>指定の取消し 又は一時停止 (条例第24条の4)</p>	<p>上下水道事業管理者は、前条第1項の規定による届出があったときは、指定を取り消すものとする。</p> <p>2 管理者は、前項に規定する場合のほか、指定業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。</p> <p>(1) 関係法令に違反したとき。</p> <p>(2) 業務に関し不正又は不誠実な行為があるとき。</p> <p>(3) その他管理者が指定業者として不適当と認めたとき。</p>															
<p>指定業者数 及び指定業者の組合 (令和4年3月末現在)</p>	<p>指定業者は平成11年の70業者から現在は285業者へ約4.0倍となっている。</p> <p>そのうち、市内業者は75のうち23業者が「西宮管工事業協同組合」に加入している。</p>															
<p>登録手数料 実績 (新規及び更新)</p>	<table border="1"> <tr> <td>平成29年度</td> <td>64件</td> <td>640,000円</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>43件</td> <td>430,000円</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>85件</td> <td>850,000円</td> </tr> <tr> <td>2年度</td> <td>48件</td> <td>480,000円</td> </tr> <tr> <td>3年度</td> <td>45件</td> <td>450,000円</td> </tr> </table>	平成29年度	64件	640,000円	30年度	43件	430,000円	令和元年度	85件	850,000円	2年度	48件	480,000円	3年度	45件	450,000円
平成29年度	64件	640,000円														
30年度	43件	430,000円														
令和元年度	85件	850,000円														
2年度	48件	480,000円														
3年度	45件	450,000円														

#### 4. 排水設備工事責任技術者

排水設備工事指定業者は、各営業所に登録を受けた責任技術者が1名以上専属している者であること。（条例第21条第1項第1号）

<p>責任技術者の登録等 (条例第24条の5)</p>	<p>排水設備工事の設計及び施行について必要な技術力を有する者(以下「責任技術者」という。)としての認定をするための試験として上下水道事業管理者が別に定める試験(以下「認定試験」という。)に合格した者は、責任技術者の登録(以下「登録」という。)を受ける資格を有するものとする。</p> <p>2 登録を受けようとする者は、管理者が別に定めるところにより、申請書を管理者に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、登録を行わないことができる。</p> <p>(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>(2) 第24条の10の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者</p> <p>(3) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>4 責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったときは、管理者にその旨を届け出なければならない。</p>															
<p>責任技術者の責務 (条例第24条の7)</p>	<p>責任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。</p> <p>(1) 排水設備工事に関する技術上の管理</p> <p>(2) 排水設備工事に従事する者の技術上の指導監督</p> <p>(3) 排水設備工事が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合していることの確認</p> <p>(4) 第14条第2項に規定する検査の立会い</p>															
<p>登録の取消し又は停止 (条例第24条の10)</p>	<p>上下水道事業管理者は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消し、又は6月を超えない範囲内において、登録の効力を停止することができる。</p> <p>(1) 第24条の5第3項第1号又は第3号に該当するとき。</p> <p>(2) 関係法令に違反したとき。</p> <p>(3) 不正行為によって認定試験の合格を取り消されたとき。</p> <p>(4) その他責任技術者としての適性を欠くとき。</p>															
<p>責任技術者数 (令和4年3月末現在)</p>	<p>責任技術者は平成11年の292人から平成16年7月末日現在の568人をピークに現在は430人になっている。</p>															
<p>登録手数料実績 (新規及び更新)</p>	<table border="1"> <tr> <td>平成29年度</td> <td>44件</td> <td>132,000円</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>39件</td> <td>117,000円</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>242件</td> <td>726,000円</td> </tr> <tr> <td>2年度</td> <td>65件</td> <td>195,000円</td> </tr> <tr> <td>3年度</td> <td>63件</td> <td>189,000円</td> </tr> </table>	平成29年度	44件	132,000円	30年度	39件	117,000円	令和元年度	242件	726,000円	2年度	65件	195,000円	3年度	63件	189,000円
平成29年度	44件	132,000円														
30年度	39件	117,000円														
令和元年度	242件	726,000円														
2年度	65件	195,000円														
3年度	63件	189,000円														

## 第6節 雨水貯留浸透施設及び止水板設置助成制度

近年、短時間局地的集中豪雨等が増加していることから、市民と協働して雨水浸水対策を推進するため、雨水貯留浸透施設及び止水板の設置について助成を行っており、内水による浸水被害のおそれがある地域等で浸水被害の軽減化を図っている。

※内水とは堤防内（市街地）の降雨による水を言い、一方、河川氾濫などの堤防外（河川等）からの流入を外水という。

### 1. 雨水貯留浸透施設設置助成制度

#### (1) 雨水貯留施設（雨水タンク）

条件	① 貯留槽の容量が100リットル以上のもの
	② 貯留槽が市販のもの (ただし、他の設置条件を満たし、別途市が認めた場合はこの限りではない)
	③ 用途が散水目的のもの (ただし、災害等の非常時は、この限りではない)
	④ その他、「西宮市雨水貯留浸透施設設置技術基準」に示す設置条件に適合するもの
助成対象者	助成対象区域内において居住又は所有している住宅の敷地内に、雨水貯留施設（雨水タンク）を設置する者 ただし、国、地方公共団体その他これらに準ずる団体等は対象外となる
助成内容	購入費と工事費の合計額の2分の1（1,000円未満は切り捨て） ただし、申請1件当たりの助成限度額は30,000円

#### (2) 雨水浸透施設（浸透枳）

条件	① 浸透枳の口径が300ミリメートル以上のもの
	② 市が指定する業者（排水設備指定業者）が設置工事を行うもの
	③ その他、「西宮市雨水貯留浸透施設設置技術基準」に示す設置条件に適合するもの
助成対象者	雨水貯留施設（雨水タンク）に同じ
助成内容	材料費と工事費の合計額の3分の2（1,000円未満は切り捨て） ただし、浸透枳1基当たり10,000円を限度とし、申請1件当たりの助成限度額は40,000円

## 2. 止水板設置助成制度

条件	① 材質が原則、金属であること (ただし、材料証明等の確認をし、西宮市上下水道事業管理者が認めた場合はこの限りではない)
	② 市販されている止水板のように製品保障がされているもの (ただし、別途、西宮市上下水道事業管理者が認めた場合はこの限りではない)
	③ 止水板設置に必要なサッシ工や防水工事等
	④ その他、「西宮市止水板設置助成金交付要綱」に示す内容に適合するもの
助成対象者	助成対象区域において居住または所有している建物に止水板を設置する者
助成内容	止水板の購入費と工事費の合計金額の2分の1(1,000円未満は切り捨て) ただし、申請1件あたりの助成限度額は500,000円

## 3. 各制度実績

	雨水貯留浸透施設設置助成制度				止水板設置助成制度	
	雨水貯留施設 (雨水タンク)		雨水浸透施設 (浸透枳)			
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
平成29年度	11	261	0	0	2	688
30年度	19	504	0	0	3	1,500
令和元年度	13	297	0	0	5	1,446
2年度	12	243	0	0	3	966
3年度	18	412	0	0	3	1,291

## 第5章 決算の状況

### 下水道事業会計（企業会計）決算推移

#### 収益的収支

(税抜き 単位:円)

項 目		平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
		金 額	金 額	金 額	金 額	金 額
収 益 的 収 入	収 入	12,039,800,891	12,022,004,931	12,100,436,769	11,626,428,848	<b>11,557,690,657</b>
	営業収益	8,086,958,644	8,103,708,507	8,047,728,435	8,033,407,746	<b>8,027,830,459</b>
	下 水 道 使 用 料	5,451,198,293	5,429,250,644	5,371,974,810	5,312,877,350	<b>5,237,736,724</b>
	雨 水 処 理 負 担 金	2,378,893,860	2,413,980,653	2,415,537,596	2,391,967,827	<b>2,422,936,847</b>
	他 会 計 負 担 金	220,050,976	223,635,927	222,898,047	292,846,265	<b>330,848,349</b>
	そ の 他 の 営 業 収 益	36,815,515	36,841,283	37,317,982	35,716,304	<b>36,308,539</b>
	営業外収益	3,952,842,247	3,894,965,079	3,969,659,914	3,593,021,102	<b>3,529,860,198</b>
	受 取 利 息	788	3,577	1,158	8,538	<b>3,802</b>
	国 庫 補 助 金	130,500	252,000	133,500	104,500	<b>176,000</b>
	他 会 計 補 助 金	1,400,102,966	1,358,585,586	1,311,891,717	804,772,430	<b>558,528,201</b>
	長 期 前 受 金 戻 入	2,527,774,694	2,496,106,077	2,568,648,519	2,748,750,066	<b>2,930,405,562</b>
	雑 収 益	24,833,299	40,017,839	88,985,020	39,385,568	<b>40,746,633</b>
	特別利益	0	23,331,345	83,048,420	0	<b>0</b>
	国 庫 補 助 金	0	16,183,000	0	0	<b>0</b>
	そ の 他 特 別 利 益	0	7,148,345	83,048,420	0	<b>0</b>
収 益 的 支 出	支 出	10,923,354,658	10,892,341,999	10,798,016,142	11,101,041,772	<b>11,330,498,627</b>
	営業費用	9,538,153,600	9,627,785,634	9,669,330,150	10,064,142,105	<b>10,385,438,117</b>
	管 渠 費	213,576,689	223,710,836	217,192,774	225,379,250	<b>171,504,911</b>
	ポ ン プ 場 費	510,072,165	523,673,951	487,284,389	449,302,115	<b>438,809,405</b>
	処 理 場 費	1,679,675,333	1,702,516,299	1,692,315,516	1,723,512,273	<b>1,729,279,222</b>
	流域下水道維持管理負担金	436,927,677	450,217,918	453,139,317	472,292,629	<b>526,006,889</b>
	業 務 費	263,588,746	256,701,925	258,517,682	263,418,077	<b>267,826,547</b>
	総 係 費	241,876,337	322,086,350	281,976,389	291,996,104	<b>304,537,120</b>
	減 価 償 却 費	5,966,975,736	6,050,833,040	6,072,221,782	6,408,415,209	<b>6,584,207,906</b>
	資 産 減 耗 費	225,460,917	98,045,315	206,682,301	229,826,448	<b>363,266,117</b>
	営業外費用	1,385,201,058	1,252,739,934	1,128,685,992	1,036,899,667	<b>945,051,583</b>
	支払利息及び企業債取扱諸費	1,321,095,504	1,174,555,173	1,039,628,666	922,576,148	<b>807,384,538</b>
	長 期 前 払 消 費 税 額 償 却	29,721,569	39,190,185	49,907,304	67,206,172	<b>82,168,311</b>
	雑 支 出	34,383,985	38,994,576	39,150,022	47,117,347	<b>55,498,734</b>
	特別損失	0	11,816,431	0	0	<b>8,927</b>
過 年 度 損 益 修 正 損	0	0	0	0	<b>0</b>	
臨 時 損 失	0	11,816,431	0	0	<b>0</b>	
そ の 他 特 別 損 失	0	0	0	0	<b>8,927</b>	
差引純利益	1,116,446,233	1,129,662,932	1,302,420,627	525,387,076	<b>227,192,030</b>	



性質別費用

(税抜き 単位:円)

項目	平成29年度		30年度		令和元年度		2年度		3年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
人件費	506,683,641	4.6	526,821,368	4.8	534,430,045	4.9	567,661,341	5.1	544,345,695	4.8
動力費	28,813,035	0.3	28,009,188	0.3	26,710,778	0.2	287,067,667	2.6	266,847,740	2.4
委託料	1,859,556,992	17.0	1,918,822,816	17.6	1,861,477,897	17.2	1,661,959,859	15.0	1,637,454,454	14.5
減価償却費	5,966,975,736	54.6	6,050,833,040	55.6	6,072,221,782	56.2	6,408,415,209	57.7	6,584,207,906	58.1
支払利息・企業債取扱諸費	1,321,095,504	12.1	1,174,555,173	10.8	1,039,628,666	9.6	922,576,148	8.3	807,384,538	7.1
その他	1,240,229,750	11.4	1,181,483,983	10.8	1,263,546,974	11.7	1,253,361,548	11.3	1,490,249,367	13.2
特別損失	0	0.0	11,816,431	0.1	0	0.0	0	0.0	8,927	0.0
費用合計	10,923,354,658	100.0	10,892,341,999	100.0	10,798,016,142	100.0	11,101,041,772	100.0	11,330,498,627	100.0

注:構成比の内訳の合計が、100%にならない場合があります。

資本的収支

(税込み 単位:円)

項目	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
	金額	金額	金額	金額	金額
収入	6,808,846,331	7,018,806,707	8,868,844,778	7,416,271,361	7,475,671,649
資本的収入					
企業債	3,774,100,000	3,784,800,000	4,628,700,000	3,981,400,000	4,097,600,000
国庫補助金	2,369,943,339	2,691,774,182	3,863,768,778	3,121,931,994	3,084,463,817
他会計補助金	650,179,837	523,197,511	334,092,040	259,556,495	260,609,424
工事負担金	13,543,115	18,360,014	41,438,460	52,843,272	32,642,408
長期貸付金返還金	1,006,300	675,000	845,500	539,600	356,000
基金運用収入	73,740	0	0	0	0
支出	11,714,824,568	11,838,987,993	13,426,632,955	12,099,745,013	12,338,588,668
資本的支出					
建設改良費	5,276,716,049	5,820,031,703	8,023,798,990	6,748,784,070	7,466,036,760
固定資産購入費	4,867,295	14,249,458	2,730,337	2,797,972	609,113,770
公共下水道整備費	5,068,903,819	5,594,569,825	7,820,332,675	6,546,822,396	6,648,747,189
流域下水道等整備費	202,944,935	211,212,420	200,735,978	199,163,702	208,175,801
企業債償還金	6,437,630,779	6,017,401,290	5,374,705,422	5,350,960,943	4,872,551,908
投資	477,740	1,555,000	0	0	0
長期貸付金	404,000	1,555,000	0	0	0
基金積立金	73,740	0	0	0	0
国庫補助金返還金	0	0	28,128,543	0	0
差引	△ 4,905,978,237	△ 4,820,181,286	△ 4,557,788,177	△ 4,683,473,652	△ 4,862,917,019

貸借対照表

(税抜き 単位:円)

項 目	平成29年度		30年度		令和元年度		2年度		3年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
資産	186,384,760,523	100.0	191,395,847,723	100.0	193,454,365,802	100.0	193,606,272,616	100.0	194,398,012,180	100.0
固定資産	180,872,719,351	97.0	185,069,020,606	96.7	187,058,080,986	96.7	187,010,267,319	96.6	187,316,924,989	96.4
有形固定資産	176,216,235,164	94.5	180,296,159,630	94.2	182,060,171,913	94.1	181,852,809,753	93.9	181,453,606,097	93.3
土地	28,305,168,538	15.2	32,347,586,477	16.9	32,347,586,477	16.7	32,347,586,477	16.7	32,347,586,477	16.6
建物	3,868,239,224	2.1	3,819,310,522	2.0	3,815,549,427	2.0	3,919,179,895	2.0	3,727,317,142	1.9
構築物	119,245,458,938	64.0	117,264,116,464	61.3	120,020,823,994	62.0	119,237,700,281	61.6	115,895,891,859	59.6
機械及び装置	16,115,414,291	8.6	16,505,222,122	8.6	21,016,152,934	10.9	23,627,423,103	12.2	24,952,981,746	12.8
車両運搬具	5,428,083	0.0	7,017,345	0.0	5,887,338	0.0	5,095,785	0.0	5,153,594	0.0
工具器具及び備品	11,880,657	0.0	18,271,259	0.0	16,171,641	0.0	13,424,793	0.0	11,089,932	0.0
建設仮勘定	8,664,645,433	4.6	10,334,635,441	5.4	4,838,000,102	2.5	2,702,399,419	1.4	4,513,585,347	2.3
無形固定資産	3,556,150,041	1.9	3,496,494,700	1.8	3,426,317,979	1.8	3,354,369,414	1.7	3,846,222,730	2.0
施設利用権	3,555,813,965	1.9	3,495,988,132	1.8	3,426,017,931	1.8	3,354,188,214	1.7	3,846,101,930	2.0
ソフトウェア	336,076	0.0	506,568	0.0	300,048	0.0	181,200	0.0	120,800	0.0
投資その他の資産	1,100,334,146	0.6	1,276,366,276	0.7	1,571,591,094	0.8	1,803,088,152	0.9	2,017,096,162	1.0
出資金	5,089,500	0.0	5,089,500	0.0	5,089,500	0.0	5,089,500	0.0	5,089,500	0.0
長期貸付金	861,100	0.0	1,741,100	0.0	895,600	0.0	356,000	0.0	0	—
貸倒引当金	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
基金	368,787,084	0.2	368,787,084	0.2	368,787,084	0.2	368,787,084	0.2	368,787,084	0.2
長期前払消費税	725,596,462	0.4	900,748,592	0.5	1,196,818,910	0.6	1,428,855,568	0.7	1,643,219,578	0.8
流動資産	5,512,041,172	3.0	6,326,827,117	3.3	6,396,284,816	3.3	6,596,005,297	3.4	7,081,087,191	3.6
現金預金	4,341,361,404	2.3	5,085,795,592	2.7	5,061,403,650	2.6	5,334,301,941	2.8	5,850,993,738	3.0
未収金	1,182,687,364	0.6	1,251,753,319	0.7	1,343,301,351	0.7	1,270,199,205	0.7	1,238,564,354	0.6
貸倒引当金	△ 12,007,596	△ 0.0	△ 10,851,794	△ 0.0	△ 8,420,185	△ 0.0	△ 8,495,849	△ 0.0	△ 8,470,901	△ 0.0
前払費用	0	—	130,000	0.0	0	—	0	—	0	—
負債・資本	186,384,760,523	100.0	191,395,847,723	100.0	193,454,365,802	100.0	193,606,272,616	100.0	194,398,012,180	100.0
固定負債	55,666,995,919	29.9	54,003,012,625	28.2	53,170,256,542	27.5	52,303,693,445	27.0	51,846,786,492	26.7
企業債	55,254,737,148	29.6	53,664,831,726	28.0	52,942,570,783	27.4	52,079,618,875	26.9	51,618,043,572	26.6
引当金	412,258,771	0.2	338,180,899	0.2	227,685,759	0.1	224,074,570	0.1	228,742,920	0.1
退職給付引当金	263,424,263	0.1	236,667,391	0.1	138,472,251	0.1	142,861,062	0.1	158,696,412	0.1
修繕引当金	148,834,508	0.1	101,513,508	0.1	89,213,508	0.0	81,213,508	0.0	70,046,508	0.0
流動負債	10,126,323,373	5.4	10,161,261,571	5.3	9,507,909,534	4.9	9,113,905,379	4.7	9,451,166,251	4.9
企業債	6,017,401,290	3.2	5,374,705,422	2.8	5,350,960,943	2.8	4,844,351,908	2.5	4,530,975,303	2.3
未払金	4,030,505,196	2.2	4,711,126,130	2.5	4,091,501,760	2.1	4,189,694,556	2.2	4,850,182,023	2.5
前受金	570,000	0.0	585,200	0.0	1,985,000	0.0	3,020,000	0.0	3,365,000	0.0
賞与引当金	48,091,000	0.0	50,291,000	0.0	54,061,000	0.0	56,709,000	0.0	49,921,000	0.0
その他流動負債	29,755,887	0.0	24,553,819	0.0	9,400,831	0.0	20,129,915	0.0	16,722,925	0.0
繰延収益	62,152,001,094	33.3	63,620,052,519	33.2	65,862,258,091	34.0	66,749,345,081	34.5	67,433,538,696	34.7
長期前受金	88,991,511,036	47.7	92,763,816,304	48.5	97,168,632,027	50.2	100,167,807,776	51.7	103,300,673,163	53.1
長期前受金収益化累計額	△ 26,839,509,942	△ 14.4	△ 29,143,763,785	△ 15.2	△ 31,306,373,936	△ 16.2	△ 33,418,462,695	△ 17.3	△ 35,867,134,467	△ 18.5
資本金	37,162,372,862	19.9	38,331,501,051	20.0	39,354,545,379	20.3	40,274,645,560	20.8	40,775,939,790	21.0
自己資本金	37,162,372,862	19.9	38,331,501,051	20.0	39,354,545,379	20.3	40,274,645,560	20.8	40,775,939,790	21.0
借入資本金	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
剰余金	21,277,067,275	11.4	25,280,019,957	13.2	25,559,396,256	13.2	25,164,683,151	13.0	24,890,580,951	12.8
資本剰余金	18,211,340,461	9.8	22,253,758,400	11.6	22,253,758,400	11.5	22,253,758,400	11.5	22,253,758,400	11.4
利益剰余金	3,065,726,814	1.6	3,026,261,557	1.6	3,305,637,856	1.7	2,910,924,751	1.5	2,636,822,551	1.4
当年度未処分利益剰余金	3,065,726,814	1.6	3,026,261,557	1.6	3,305,637,856	1.7	2,910,924,751	1.5	2,636,822,551	1.4

注:構成比の内訳の合計が、100%にならない場合があります。

## 第6章 下水道部課別人員の推移

(単位:人)

平成14年度		15年度		16年度		17年度		18年度	
下水道管理部	54	下水道管理部	55	下水道部	84	下水道部	85	下水道部	84
下水業務課	10	下水業務課	12	経営管理課	12	経営管理課	10	経営管理課	13
下水施設課	30	下水施設課	29	下水施設課	28	下水河川計画課	10	下水河川計画グループ	9
下水浄化センター	13	下水浄化センター	13	下水浄化センター	13	下水整備課	12	下水整備グループ	12
下水道整備部	35	下水道整備部	32	下水整備課	11	下水水路維持課	11	下水水路維持課	11
下水整備課	12	下水整備課	11	下水維持課	12	下水施設グループ	28	下水ポンプ場グループ	27
下水維持課	15	下水維持課	13	河川水路課	7	下水浄化グループ	13	下水浄化グループ	11
河川水路課	7	河川水路課	7	(土木総務課2係)	4	(土木総務課2係)	4	(経営管理課に統合)	
(土木総務課2係)	5	(土木総務課2係)	4						

19年度		20年度		21年度		22年度		23年度	
下水道部	82	下水道部	84	下水道部	82	下水道部	83	下水道部	81
経営管理課	15	経営管理課	14	経営管理課	14	経営管理課	14	経営管理課	14
計画整備グループ	13	計画整備グループ	12	計画整備グループ	12	下水計画グループ	10	下水計画グループ	10
下水河川保全グループ	15	下水河川保全グループ	17	下水河川保全グループ	17	下水河川グループ	19	下水河川グループ	18
下水ポンプ場グループ	27	下水ポンプ場グループ	28	下水ポンプ場グループ	26	下水ポンプ場グループ	26	下水ポンプ場グループ	25
下水浄化グループ	11	下水浄化グループ	12	下水浄化グループ	12	下水浄化グループ	13	下水浄化グループ	13

24年度		25年度		26年度		27年度		28年度	
下水道部	79	下水道部	78	下水道部	61	下水道部	66	下水道部	68
経営管理課	14	経営管理課	14	下水計画課	11	下水計画課	11	下水計画課	10
下水計画課	10	下水計画課	10	下水整備課	13	下水整備課	16	下水建設課	8
下水河川課	17	下水河川課	17	下水ポンプ施設課	22	下水ポンプ施設課	21	下水管理課	11
下水ポンプ施設課	24	下水ポンプ施設課	23	下水浄化センター	14	下水浄化センター	17	下水ポンプ施設課	21
下水浄化センター	13	下水浄化センター	13					下水浄化センター	17

29年度		30年度		令和元年度		2年度		3年度	
下水道部	65	下水道部	66	下水道部	66	下水道部	68	下水道部	67
下水計画課	11	下水計画課	10	下水計画課	11	下水計画課	11	下水計画課	12
下水建設課	7	下水建設課	8	下水建設課	8	下水建設課	8	下水建設課	8
下水管理課	11	下水管理課	13	下水管理課	11	下水管理課	13	下水管理課	12
下水ポンプ施設課	18	下水ポンプ施設課	18	下水ポンプ施設課	19	下水ポンプ施設課	18	下水ポンプ施設課	17
下水浄化センター	17	下水浄化センター	16	下水浄化センター	16	下水浄化センター	17	下水浄化センター	17

- ・上記表中の人数は、年度当初人員を表す。
- ・下水道事業団及び兵庫県まちづくり技術センター（平成21年3月31日まで下水道公社）並びに青年海外協力隊派遣職員を含まず。
- ・平成25年度以前は市長事務部局。平成26年度より上下水道局。



令和4年版

# 下水道事業概要

令和4年9月1日発行

西宮市六湛寺町8番28号

西宮市上下水道局 上下水道総括室 上下水道総務課

TEL 0798-32-8002 FAX 0798-32-2278

ホームページアドレス

<http://www.nishi.or.jp/>